令和6年度

林業普及指導事業実施計画書





宮城県水産林政部林業振興課

目 次

											頁
I	全	È体i	十画								1~11
	1	普及	指導の	実施状況	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				• • • • • • •		$2\sim4$
	2	普及	指導の	課題と普及指	音導活動に関	する事項	į	• • • • • • •	• • • • • • •		$5 \sim 9$
	3	普及	指導の	体制に関する	事項		• • • • • •	• • • • • • •	• • • • • •	• • • • • • • •	10~11
П	書		旨導区分	引計画							12~68
	1	大河	「原普及	指導区					••••		13~19
	2	仙	台	IJ	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • •	• • • • • • • •		•••••	20~27
	3	大	崎	JJ	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • •			•••••	28 ~ 35
	4	栗	原	JJ	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • •				36~40
	5	石	巻	II			• • • • • •	• • • • • • • •		•••••	41~46
	6	登	米	II			• • • • • •				47~52
	7	気仙	1沼	II			• • • • • •				53~58
	8	普及	· 研修	部	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • •		59~68
Ш	1	多考算	資料								69~98
	林業	善	大指導員	配置図					• • • • • •		70
	宮城	以県指	導林家	で 青年林業士	二名簿						71
	宮城	以県材	×業普及	指導協力員	• • • • • •						71~74
	宮城	以県材	*業研究	ビグループの芽	記況 ・・						74
	林業	善 及	、指導実	施方針							75~80
	林業	美普 及	大指導事	業実施要綱					• • • • • • •		81~90
	みや	でぎ煮	長と緑の	県民条例基本	計画						91 ~ 98

I 全 体 計 画

I 全体計画

東日本大震災や福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散による汚染被害からの復旧・復興に向けた施策的なアプローチが一定の成果を上げ、森林・林業分野の「創造的な発展」 に向けた取組が本格化している。

他方、新型コロナウイルス感染被害により顕在化した産業分野におけるDXへの対応、中でも、 デジタル化への対応が遅滞している森林・林業・木材産業の構造改革が強く求められている。

令和4年度の県内の木材生産量は、目標とする700千㎡の98%の685千㎡(対前年比58千㎡ 増)県内の素材需要量は1,405千㎡の9割を占める国産材1,264千㎡の内訳は、県産材569千㎡ (45.1%)、他県産材695千㎡(54.9%)となっており、需要に応じた県産材の安定供給体制の構築、木材生産基盤の整備等、生産拡大に向けた取組強化のほか、住宅着工数の減少に伴う、合板工場の生産調整や製材需要の減少によるスギ原木の緊急輸出対応など措置が講じられている。

他方、脱炭素化社会実現に向けた国産木材の利活用推進の機運が、大手ゼネコン、大手ハウスメーカーとも高まる中、木材生産、加工、流通販売までの関係者の情報供給化による、需給動向の変化に対応した県産材の安定供給体制の構築が求められている。

また、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質拡散の特用林産物への影響が継続しており、 原木供給等の制限等による原木しいたけを中心に出荷額は未だ震災前の水準に至っていない。

一方、「森林環境譲与税」を財源に、市町村が実施する「森林経営管理制度」に基づく未整備 森林の整備の推進や、事業に必要な人材育成、さらには、木材利用拡大等の取組についてこれま で以上に具体的な支援策が求められている。

本県における脱炭素化社会の実現に向けた森林の整備・保全及び林業の持続的な発展を図るため、市町村や県内の森林・林業・木材産業関係者との連携強化が求められ、その推進役となる林業普及指導員による高度な経営指導と技術支援がますます重要となることから、森林総合監理士等が地域の森林づくり構想の作成や合意形成などを積極的に支援し、構想の実現を図っていく必要がある。

このような状況を踏まえ、林業普及指導員は国の施策や、「みやぎ森と緑の県民条例 (H30.3)」と基本計画である「みやぎ森と緑の県民条例基本計画 (H30.3・中間見直し R5.3)」」で掲げた諸目標の実現に向け、「林業普及指導実施方針(R2.4)」で定める普及指導活動の3つのテーマについて、関係機関と連携しながら、森林組合等の林業事業体、市町村、森林所有者等に対し指導・支援に加え、林業技術総合センターが事務局として運営を担う「みやぎ森林・林業未来創造機構」及び「みやぎ森林林業未来創造カレッジ」において、林業分野における就業環境の向上と人材の確保・育成に向け、会員の要望や社会情勢を反映した研修及び関連行事の企画・運営をおこなっていくこととする。

1 普及指導の実施状況

林業普及指導実施方針で定める主要な3つの活動テーマごとの活動状況については、以下のとおりである。

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

イ 県産木材の需要創出とシェア拡大

県産材による家づくりの推進、合板向け県産材の安定供給等のほか、公共施設や民間施設の木造・木質化の促進、新たな木製品の開発・普及、非住宅分野の中大規模木造施設への需要創出等に向け、地域材利用推進会議や流域森林・林業活性化センター、宮城県CLT等普及推進協議会等の運営及び活動支援等を行っている。

ロ 特用林産物の生産性向上と新たな販路や需要の開拓

6次産業化による魅力ある商品の開発、宮城県産ハタケシメジを初め、栽培きのこの生産技術

の指導、GAP(生産工程管理)の取組を展開するとともに、根強い健康志向を背景に都市部を中心とした消費拡大に向けて、試食販売や生産者研修会等の開催を積極的に支援している。

ハ 特用林産物の振興

地域の実情に応じ生産出荷される林産物のスクリーニング検査を励行しているほか、安全安心な特用林産物の生産への栽培管理を指導している。特に、原木しいたけ(露地栽培)やたけのこなどの産地再生に向けた生産及び栽培管理を指導する。併せて、正確な情報提供等を行い、安全な汚染されていないしいたけ原木の確保など、再興に向けた支援と販路回復等に努めている。

ニ 新たなビジネスモデルの創出

県産木材を利用した建築用材や、広葉樹材の利活用を含む家具等の新製品開発を支援するとともに、CLT(直交集成材)部材の利用及び普及、ICT技術を活用したスマート林業の推進、森林認証制度取得などに加え、木材以外の用途を含む新たな産業育成に取り組んでいる。

ホ 木質バイオマス利用による地域循環の推進

地域循環型の中小木質バイオマス活用施設や農業用木質バイオマスボイラーなどの施設において、間伐等未利用木質資源を燃料用チップとして利活用するための支援や、新規整備予定の大型バイオマス発電施設に対する効率的な供給体制構築等に向けた協議を支援している。

(2)森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮【森づくり】

イ 主伐・再造林の推進による森林資源の再造成

森林資源の持続的な循環利用を目指し、コンテナ苗の利用による一貫作業や低密度植栽など、新たな造林技術を検証しながら普及指導を進めるとともに、伐採及び伐採後の造林届出制度を運用をしながら、市町村と連携し森林所有者及び素材生産業者等に対し、適正な伐採方法及び植栽による再造林について指導を行っている。

ロ 施業集約化に向けた森林経営計画の策定と森林環境を活用した市町村実施事業への支援 森林施業の集約化に向けて、その指針となる市町村森林整備計画の策定・変更と実行プランとな る森林経営計画の作成と実行確保に向け、森林総合監理士等による市町村及び森林組合等林業事 業体への計画作成支援・実行指導に努めている。

特に、森林環境税を財源とした森林経営管理制度に基づく市町村による未整備森林の整備等に 推進に向けた事業実施支援について、地域特性に合わせた事業内容での支援を行っている。

ハ 効果的な間伐の推進による森林の整備

間伐に関しては、施業の低コスト化を図るため、現地指導や地区座談会の開催などにより施業地を面的にまとめ、適切な路網整備による効率的な作業システムを導入しながら一体的に森林整備を行う「集約化施業」を最重点に推進している。

ニ 松くい虫及び森林被害対策の推進

多様性に富む健全な森づくりに向けて、松くい虫やナラ枯れ防除対策の強化に引き続き努める ほか、被害が増加傾向にあるニホンジカによる食害、ツキノワグマによる皮はぎ等については、 防除対策などについて現地での調査・検証を進めている。

(3) 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成【人づくり】

イ 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成

森林組合等の林業事業体の経営者、高度な路網作設技術を有する現場技能者、提案型集約化施業を担う森林施業プランナーなどを養成するための各種研修や労働安全衛生対策の指導を実施・支援し、林業事業体における人材の育成に努めている。また、自伐林家やUIJターン者も新たな担い手として育成支援している。

ロ 意欲ある森林所有者(林家) や林業研究グループ等の育成と連携

意欲ある森林所有者に対し、巡回指導のほか、普及活動の中で実施する現地検討会や研修会での指導に努めているほか、一般県民に向け、多様な森林・林業に関する情報を分かりやすくタイムリーに発信している。また、林業研究グループが実施する、高校生等を対象としたインターンシップ活動などを支援している。

- ハ 森林教育及び「木育」の推進による県民理解の醸成
 - 多様な団体が主催する森林づくり行事やボランティア活動、児童・生徒に対する森林環境教育、 CSR(企業の社会的責任)活動等との連携など県民参加の促進を図り、広く県民理解の醸成に 努めている。
- 二 みやぎ森林・林業未来創造機構による就業環境の向上と人材の確保・育成に向けた取組支援 「みやぎ森林・林業未来創造機構」における就業環境の向上と人材の確保・育成の取組の推進 に向けて協力するとともに「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」の実践的な人材育成プログラ ムに基づいた研修やオープンカレッジ・講演会等の活動を積極的に推進していく。

2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

重点事項		7日 小人)。 美田 日本	並及ればばむの中央
玉灬,	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 県産木材の 需要創出とシ	地域における 木造公共施設	県内には、国内最大規模の製材工場群や、大規模製	①「改正公共建築物等木材利用 促進法」に基づく市町村にお
一	不足公共旭設 の建設	材工場の立地などにより	ける公共施設木質化等に向け
	. — 12 4	全国屈指の木材需要量が	た支援や勉強会等を開催す
		ある。	る。
	地域材利用推	利用期を迎えている森	
	進会議(検討会)	林資源の有効活用に向け、	体で組織する地域材利用推進
	及び CLT 等推進 対議会等の運営	供給拡大への対応が不可 欠であるが、中長期的には	会議等の活動について、積極 的に参画するとともに、情報
	・支援	住宅需要の減少が見込ま	発信など普及啓発活動を支援
	29回		する。
		さらに、「改正公共建築	
		物等木材利用促進法」によ	定取引を目指した広域的な木
		る公共施設等の木造・木質	
		化やCLTなど新たな木 材製品の開発・普及を促進	もに、JAS認証に向けた各 種取組を支援する。
		することで需要創出を先	·
		導するほか、広葉樹材の活	対し、信頼性の高い優良みや
		用等、高付加価値な製品の	_ ,
		生産・流通拡大を図ってい	周知を図る。
		く必要がある。	⑤広葉樹資源活用に向け、各地 域の事業者が連携した取組を
			支援していく。
 ロ 特用林産物	生産指導等	食の安全・安心への関心	
の生産性向上	65回	が高まる中、今後は生産技	生産技術とGAPを指導・支
と新たな販路		術や品質の向上を図ると	援するとともに、販路拡大や
や需要の開拓	経営等に関するお魚	ともに、6次産業化や地域	
	る指導の対象 者数	性のある商品の開発が求 められている。また、本県	光寺の指導や各種販促品動の 支援を行う。
		開発のハタケシメジやキ	- 1.0 - 1 - 1 - 1
	(回)	クラゲ等については、生産	しい簡易施設栽培技術の導入
		量の確保と販路拡大に向	を指導・支援するとともに、
		けた簡易栽培技術の普及	キクラゲ等の新たな栽培品目
		に取り組んでいく必要が ある。	とあわせ、産直施設や料理講 習会でのレシピ提案等のPR
			・販売促進に努める。
ハ 特用林産物	技術指導等	原発事故に伴う森林や	
の振興	60回	林産物への放射性物質に	検査を継続し、適切な指導を
		よる汚染の影響を受け、特別ない。	行うとともに、森林や林産物、
	食の字を字ふに	用林産物の出荷制限解除 に向けた支援が求められ	原木等の生産資材の除染技術 や放射性物質の拡散防止技術
	関する指導		に関し、情報の収集、提供を
	及び情報提供等	- 9	行う。
	6 4 回	利用再開を目指し、県内で	=
		初めて導入されたしいた	け、国のガイドライン等に基
		け用原木非破壊試験機の 利活用した取組を加速化	づく適切な指導・助言により、 出荷制限の解除を行う。
		するとともに、県産特用林	
		産物の安全性についての	PRや交流会の開催など様々
		分かりやすい情報提供と	な機会を捉えて、風評被害払
l		風評被害の払拭を図るた	拭に向けた対応を行う。

ニ 新たなビジネ スモデルの創出	指導等 50回	め要がある。 近年、地元企業や森林り 一大学の本本の一大学の本本の一大学の本業の本本の一大学の本本の一大学の本本の一大学をでは、一大学をでは、一大学をできまれる。 一大学の大学をできまれる。 一大学をできままれる。 一大学をできまれる。 一大学をできままれる。 一大学をできままれる。 一大学をできままれる。 一大学をできままれる。 一大学をできまれる。 一大学をできままれる。 一大学をできままれる。 一大学をできままれる。 一大学をできまままままままま。 一大学をできままままままままま。 一大学をできまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	①県産木材を活用した新製品開発に対して、技術情報の提供やマッチングを通じて取組機関やでを支援するとと合意形成をで変速機をと合意形成をである。 ②オロット・クレジットのでは、して、のでは、のでは、は、地でのがでは、地域でのがでは、地域でのがでは、はないがでは、はないがでは、はないが、ないが、ないが、は、はいいが、は、はいいが、はいいが、はいいが、は
ホ 木質バイオマ ス利用による地 域循環の促進	指導等	未整備森林の整備推進に 向け、未利用材の利用促進 が課題となっている。	①木質バイオマス利用促進に向けて、各地域で計画されている木質バイオマス活用施設にている木質が大力を開けた取組支援をする。 ②稼働中の木質がイラーのをでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個

参考【新ビジョン目標(令和9年度)】

素材生産700千m3、林業(木材)算出額56億円、林業(特用林産)算出額46億円、木材・木製品出荷額980億円、木質バイオマス活用施設導入数60基、特用林産生産施設のGAP認証取得数15件、原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数66人

(2)森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮【森づくり】

	いる反形のこうら		
重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 主伐・再造林 の推進による森 林資源の再造成	183ha 一貫作業等によ る再造林 29ha	県内における伐採後の 再造林率が3割に満たで 等低な 等低コスト施業の推進下 等低コストを連携した 等施業技術の また、 で を が必要である。また、 と もの が が が が が が が が が が が が が が が が る。 と も の た 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	, - 9

	2 5 回 森林び 常 名 2 5 画 指 名 9 目 名 3 4 年 名 3 3 様 は 理市の の な 様 り の れ れ り り れ り り れ り り れ り り り り れ り	にる策も実計あ を制実整た大機支る 施地経向市大の森を強力を は、大変をは、大変をは、大変をは、大変をで、大変を対して、大変を関係した。 たいで、大変を関係した。 たいで、大変を関係した。 たいで、大変を関係した。 ないで、大変を関係した。 ないで、大変を対して、大変を対象を対して、大変を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	・ では、 ・ では、 では、 ・
ハ 効果的な間伐 伐の推進による 森林の整備	(民有林) 3,813ha 間伐施業地の 集約化	24 年度以降「みやぎ森林 ・林業の将来ビジョン」で 掲げる目標を大きく下回	①市町村や森林組合等と連携して間伐を推進するとともに、民間事業体の事業参入を促進・支援する。 ②森林組合等と連携して巡回指導や座談会を開催し、補助制度の一層の周知を図りない。 安定的に木材供給できる施業団地の設定等を支援する。
ニ 松くい虫及び 森林被害対策の 推進		た市町村、国有林とも連携 した松くい虫被害の総合 的な防除対策が求められ ている。また、ナラ枯れ被 害も拡散している。 に、ニホンジカやイノシシ 等の野生獣による林業被	②ナラ枯れについては、巡視活動により被害木の早期発見と 広葉樹林世代交代推進の啓発

参考【新ビジョン目標(令和9年度)】

間伐実施面積 5、600ha、植栽面積 400ha、松くい虫被害による枯損木量 10、000 ㎡、森林経営計画の認定率 60%

(3)森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成【人づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 持続的成長を けん引する経営 経営体や担い 手の育成	8人 森林施業プラン ナー養成研受講 生 6人	進する森林施業プラフでを森林施業プラフでを表する。今後は高度な技術をはある。今後は高度な技術が、けるのではあればないに向える。のでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、いいで	①集約化施業を に現場と に現場を を支管 は大きで ではまるを をでする が成する に現るを ではまる ではまる ではまる ではまる ではいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる で
	林業技術者及 び林業事業体 等への指導・ 支援 46回		るため、林業後継者や林業従事者等の知識・技術の習得を支援する。 ③事業体や自伐林家への巡回指導とともに労働安全講習の実施やKY活動等の現地指導を通じ、林業の現場における労働災害の未然防止や労働環境の改善に努める。
ロ 意欲ある森林 所有者(林家) 及び林業研と グループとの 連携	林業士等の 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	の普及を効果的・効率的に 波及させていくための拠 点となる指導林家や林業 グループ等が限られ、普及 指導における活動も低迷 していることから、模範と なる林家や経営体等を確	指導、情報誌やホームページによる情報提供等に努め、技術の支援と連携強化に努める。 ②市町村や事業体等と連携し、地域を図る。 ③森林林業教育やインターンシップ活動等を行う林研に、地域で積極的に活動する団体等の
ハ 森林教育及び「木育」の推進	40回 森林・林業体 験活動等 と28回 NPOやCSR 活動等との連携 42回	づくり活動が盛んに行われ、震災後は海岸防災林の 再生・整備が増えている。 今後、「みやぎ環境税」な	施するとともに、市町村とも 連携しながら、活動フィール ドの確保や支援者、協力者の 発掘など活動環境を整備・強 化する。 ②森林ボランティアやNPO団 体等が行う森林の多面的機能 の発揮に向けた地域活動等を
ニ みやぎ森林・林業未来創造機構における就業環境の向上と人材の確保・育成に向けた取組		森林・林業における社会への貢献は、木材生産のほか、温暖化防止や気象災害の軽減等その重要性は大きくなっている。 一方、森林・林業を支え	支援する。 ①令和2年に設立した「みやぎ 森林・林業未来創造機構」が 行う、経営強化・就業環境の 向上に向けた取組や、人材育 成プログラムの作成・実施を 検討する部会活動に参画す

	の参加支援 15事業体 15人 カレッジ研修等 の実施支援	ともない、担い手の育成確保がより困難な状況にある。 さらに、林業従事者の雇用先となる林業事業体は、	②機構が実施する取組や、「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」における人材育成プログラムに基づいた多様な研修への事業体・林業技能者・林業就労希望者等の参加支援を行う。 ③「みやぎ森林・林業未来創造
--	---	--	---

参考【新ビジョン目標(令和9年度】

新規林業就業者数 100人、森林施業プランナー雇用林業事業体数 28事業体

3 普及指導の体制に関する事項

(1) 林業普及指導員等の資質の向上

ア 実施の基本的考え方

地域が抱える課題に迅速かつ効果的に対応できる知識・技術の習得と課題解決能力を備える。 イ 研修及びシンポジウム等の計画

91197	ていシンホンリム等の計	<u> </u>	<u> </u>	ı	
	・シンポジウムの名称	目的・内容等	対象者	人員	備考
	県が実施する研修 全体研修	地域課題の把握や新技術・知識の取得・検討	林業普及指導員	22 人	2 日
(2)	新任者研修	普及活動に必要な知識及び心構 えの習得	新任林業普及指 導員	4人	2 日
(3)	専門別研修	各専門分野の学科・実習(学科 ・実習各1日)	林業普及指導員	7人	8日
	林業普及指導員 育成研修 I (林業一般区分)	林業普及活動の実践に必要な基 本的技術・知識の習得	林業普及指導員 (林業一般区 分)資格取得を 目指す者	4人	2 日
(5)	林業普及指導員 育成研修 II (地域森林総合監理区 分)	森林総合監理士活動に必要となる構想の作成・実現力及び合意 形成力の取得	林業普及指導員 (地域森林総合 監理区分)資格 取得を目指す者	6人	2日
(6)	派遣研修 (特用林産)	民間事業体への派遣による実践 的技術・知識の習得	林業普及指導員	2人	3 日
(7)	特定課題研修 (プロジェクト)	特定課題に関する実践研修及び PDCA	"	22 人	各分野 5 日
(8)	普及活動成果発表会	各普及指導区の普及に係る代表 発表(審査・表彰)	"	22 人	1日
(9)	安全衛生研修 (刈払機)	林業普及指導員のうち刈り払い 機の労働安全衛生特別教育等未 終了者	"	5人	1 日
(10)	安全衛生研修 (チェーンソー)	林業普及指導員のうちチェーン ソーの労働安全衛生特別教育等 未終了者	"	5人	3日
(11)	みやぎ森林・林業未来 創造カレッジ研修	森林ビジネスコース (2コース5講座)	林業普及指導員	5人	各コース 3~ 10 目
		森林管理・事業経営コース (2コース 6講座)	II	7人	10 日

(2) 林業普及指導員の配置

配置箇所	計	*************************************	E と し 造 林	て 森林 保護	専 門 森林機 能保全	的 に 林 産	行 う 特用 林産	分 林業 機械	市町村 支援	その他	備考
出先機関	1 8 人 (4)	4人 (1)	4人 (2)	3人		4人 (1)	3人				
研究機関	4人 (2)	1人 (1)	1人	1人		1人 (1)					
計	22人(6)	5人 (2)	5人 (2)	4人		5人 (2)	3人				

⁽⁾は内数で森林総合監理士の人数

Ⅱ 普及指導区別計画

令和6年度 林業普及指導区別計画書 大河原普及指導区

1 普及指導区の概況

(1) 位置

本指導区は、宮城県南部の内陸部に位置し、2市7町(白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、 大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町)からなる。

仙南・仙塩地区の重要な水源である「七ヶ宿ダム」や「釜房ダム」などを擁しており、西部は山形県との県境を成す蔵王連峰、南部は福島県との県境を形成する阿武隈山地に囲まれている。

また、中央を一級河川である阿武隈川が南から北へ貫流しており、豊かな自然環境を背景に林業や特用林産物生産活動が盛んに営まれてきた地域である。

(2) 森林資源の現状

指導区の森林面積は 105,882ha で県全体の 26%、管内総土地面積の 68%を占める。そのうち、 民有林面積は 70,258ha で、スギが 21,407ha (30%) と最も多く、次いでマツ類 11,013ha (16%)、 ヒノキ 1,696ha (2%) の順となっている。

民有林のスギ・ヒノキ 23,103ha のうち、除間伐等の保育を必要とする 7 齢級以下 (35 年生以下)の林分は 3,460ha、15%である一方、収穫可能な 8 齢級以上 (36 年生以上)の林分は 19,643ha で 85%を占め、充実した資源の計画的な利用と再造林の推進による資源の循環が必要な状況にある。

(3) 林業生産・経営の現状

管内には、5つの森林組合(白石蔵王、仙南中央、七ヶ宿町、川崎町、丸森町)があり、森林整備の担い手として組合員等の個人有林や公有林の整備及び林産事業を実施しており、管内全体の間伐実施量は、令和元年度から令和3年度の3ヶ年平均で約577haとなっている。

そのほか、管内には 14 の生産森林組合 (うち 1 組合は解散手続き中)があるが、組合員の高齢化や経営の維持が困難な状況が続いており、対策に苦慮している。

管内の素材生産(民有林)は、森林組合及び民間素材生産業者等が担っており、年間約 119,000㎡ (令和4年度独自調査より推定)が県内各地の製材工場や合板加工施設等に供給されているほか、隣接する福島県・山形県にも供給が行われている。また、管内では小型の木質バイオマス発電や熱利用施設の導入が進み、現在発電3基、熱利用1基が稼働しているほか、令和3年度からは、七ヶ宿町において木材チップ生産施設が稼働し、地域の森林資源の有効活用が図られている。今後も木質バイオマス利用施設への新たな需要が想定されることから供給体制の整備が必要となる。また、素材生産の拡大に必要な高性能林業機械の保有台数は、令和4年末時点で、森林組合保有8台、会社保有50台、個人保有10台の合計68台であり、今後も林業事業体による補助事業等を活用した導入が計画されている。

森林経営管理制度の推進や、森林環境譲与税を活用した森林整備について、市町において積極的な活用に向け働きかけを強めていく必要がある。

また、管内には県内で唯一林業関係の学科を有する柴田農林高等学校があることから、将来の担い手育成を目指し実習支援等を行って来た。令和5年度に、柴田農林高等学校と大河原商業高等学校が統合された大河原産業高等学校が開校したが、柴田農林高等学校と同様に2年から林業を学ぶ課程があるため、継続した支援を行っていく必要がある。

管内の特用林産物は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響が続いており、露地栽培の原木しいたけ(白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町)、こしあぶら(七ヶ宿町)、ぜんまい(野生)(丸森町)、野生きのこ(村田町)の出荷制限指示が継続している。【R6.2月末現在】また、令和4年3月に、丸森町(丸森町(旧金山町、旧舘矢間村、旧大張村)のたけのこが、非破壊検査機による全量検査により安全を確認したものの出荷が再開された。

なお、令和5年度には、原木しいたけ(露地)において、新たに蔵王町で1名1ロットが出荷制限解除となったほか、その他の生産者においては追加で6ロット(4名)の出荷制限が解除に

なった。【R6.2月末現在】

放射性物質対策については、特用林産物のモニタリングや、出荷制限解除に向けた検査データ 等の集積・放射性物質低減化対策などを行うとともに、出荷可能な品目にあっては、安心・安全 な特用林産物の生産に向けた栽培技術の指導や出荷管理体制づくりへの支援を継続している。

2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
不 県産木材の 需要創出とシ ェア拡大	地域における木 造公共施設等の 建設 1棟 地域材利用推進 会議及び CLT 等の 推進協議接 運営・支援	成熟した資源を有効活 用する上でも建築需るため、「改正公共建築物等水 が、「改正公共建築物等水 材利用促進法」によるやC LTなど新たな木材がとこと の開発・利用を進めること で需要を先導するほか、	①「改正公共建築物等木材利用 促進法」に基づく市町村にお ける公共施設木質化等に向け た支援や勉強会等を開催す る。
ロ 特用林産物 の生産性向上 と新たな販路 や需要の開拓	5回経営等に関する	が高まっている。今後は、 生産技術や品質の向業化 図るとともに、6次開発が 求助ある商品の開発が 求められる。また、新たな 特用林産品目の産地とる いて、本県開発のハタケ メジ等について、生産量の	①生産者や農産物直売所等に 対保を指導される 一次の 一次の 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で 一次で
の振興	情報提供等	原発事故に伴う森林や 特用林産物への放射性物 質による汚染の影響を受 け、特用林産物の出荷制限 解除と生産再開に向けた 継続した支援が求められ ている。また、県産きのこ 原木の利用再開を目指し、 県内で初めて導入された	検査を継続し、適切な指導を 行うとともに、森林や林産物、

		を加速化するとともに、県産特用林産物の安全性についての分かりやすい情報提供と風評被害の払援を図るための支援を継続して行う必要がある。	③原本は (
ニ 新たなビジ ネスモデルの 創出	取組支援及び 指導等 5回	合等の林業事業体により、 広葉樹材や未利用材を素 材とした新たな森林資源 の利活用に向けた取組が 展開されつつある。	①県産スギ材や広葉樹材等を 活用した新製品の開発を新用 途に対して、技術情報 の提供等の支援を行うととと に、サングを図る。 ②ICTやUAV等の活用によ ッチングを図ると の活動を支援を指題し 地域によい の活動を支援する。
ホ 木質バイオ マス利用によ る地域循環の 促進	取組支援及び 指導等 6 回	森林資源の有効活用や 未整備森林の整備推進に 向け、未利用材の利用促進 が課題となっている。	①木質バイオマス生産・利用施設の整備促進と、安定に対する。 ②取動の供給体制をでは、 利用組の支援をは、 のをがある。 ②下値をでは、 のをでは、 のをでは、 のをでは、 のをでは、 のをでは、 のをでは、 のをでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 ののが、 がい、 ののが、 ののが、 ののが、 がい、 ののが、 がい、 ののが、 がい、 ののが、 がい、 ののが、 がい、 ののが、 がい、 ののが、 がい、 ののが、 がい、 ののが、 がい、 ののが、 がい、 ののが、 がい、 ののが、 のののののが、 ののが、 ののが、 ののののが、 のののが、 ののののののが、 のののが、 ののが

参考【新ビジョン目標(令和9年度)】

素材生産量 700 千 m3、林業(木材)算出額 56 億円、林業(特用林産)算出額 46 億円、木材・木製品出荷額 980 億円、木質バイオマス活用施設導入数 60 基、特用林産生産施設のGAP認証取得数 15 件、原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数 66 人

(2)森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮 【森づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 主伐・再造 林の推進によ る森林資源の 再造成	一貫作業等によ る再造林	る森林の公益的機能の低 下が懸念されているため、 一貫作業等の低コスト施 業の推進や下刈り等施業 技術の改善や普及が必要	な植栽方法等を指導する。 ② 伐採及び伐採後の造林届出制度の運用を通じ、市町や林業事業体等への指導を強化する。 ③ 一貫作業や下刈等の低コスト施業技術の導入に向けた研修会の実施や関係者による取組を支援する。 ④下刈等低コスト施業技術の導入に向けた研修会の実施や関
本林施業の 集約化に対し 集約化経営計 画の本格の 森林経営管進 制度の推進	計更森定等1 6森株及1 5 画2 接森林及び2 対2 対森林度2 対2 接森林策4 接2 接本株財源4 接2 接本株財4 接2 接本株財4 接2 接本株財4 接2 接本財4	にる策のる援を制施等携施 施地経向市け、それ森水道と画整と成 与管が整とを 等る森と中業治院を別がるのなどの が を が を が を が を が を が を が を が を が を が	係者による協議を支援する。 ② 下変すとます で、
ハ 効果的な間 伐の推進によ る森林の整備	間伐施業地の 集約化	機能が低下している森林 が増えているため、関係者 と連携・協力を図りなが	を推進する。 ③森林組合等と連携して巡回指 導や座談会を開催し、補助制
三 松くい虫及 び森林被害対 策の推進	防除指導 10回	管内では松くい虫及び ナラ枯れとも継続的に被 害が発生しており、引き続 き保全すべき松林等必 心とした防除対策がに外 である。また、新たに外来 カミキリ虫による被 確認されたため、拡大防止	底駆除を実施し、被害拡大防止に努める。 ②ナラ枯れについては、巡視活動による被害木の早期発見と適切な駆除の実施について市

	にむけ、関係機関と情報共有を行う必要がある。 なお、クマや野ウサギ等による林業被害も発生して よる林業被害も発生して おり、市町等の関係者と連 携した被害防止対策が必 要となっている。	・指導を行う。 ③ツヤハダゴマダラカミキリに よる被害については、関係機 関と情報共有を行い、早期駆
--	---	---

参考【新ビジョン目標(令和9年度)】

間伐実施面積 5,600ha、植栽面積 400ha、松くい虫被害による枯損木量 10,000 m3、森林経営計画の認定率 60%

(3)森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成 【人づくり】

	7座来で又たる地	以で入州の自成 【入してり	
重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 持続的成長 をけん引する 経営体や担い 手の育成	森林施業プラン ナー養成研修生 1人 林業教室受講生	管内の民有人では であれることが現場に であれるでは、 であるでは、 であるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	①集地では、 生地では、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 のでは、 をでは、 のでは、 をでは、 のでは、 のでは、 では、 ののに、 のの
ロ 意欲ある森 林所有者(林 家)及び林業 研究グループ との連携	林業士等の育成 1人 指導林家と連携 した森林整備の 推進	林業経営の改善や後継 者への技術普及を対しため、模範と に進めていくため、模範と なる林家や経営体図の はる林家や経営を図、 等内において。 は、 での関心が高動に が り、 実践者の活動に 対 を まって と、 変 が と、 変 の 関 の に が る 支 援 が の と、 き の に う の に う の に う の ち う る う る う る う る う る う る う る う る う る う	の巡回指導、ホームページに よる情報提供等に努め、 を当り、大きに努め、 である。 でおり、一切で でで でで でで でで でで でで でで でで でで でで でで でで で
ハ 森林教育及 び「木育」の 推進	支援 5 回	企業や団体等による県 民参加型の植樹活動等の のサポートや、「みやぎ環 境税」などの活用による県 民参加型の森林整備活動 への支援が必要である。	る。 ①地元農林高校及び産業高校に 対する実習支援を継続すると ともに、一般県民・児童生徒 向けの体験学習等を実施す る。 ②市町やNPOと連携しなが ら、企業や団体等による森林 整備活動の支援や協力者の発

二 本学 本業 本業 本業 本業 は の で で で で で で で で の で の の で の の で の に し に し に に に に に に に に に に に に に	2回 カレッジ研修へ の参加支援 2事業体	への貢献は、木材生産のほか、温暖化防止や気象災害の軽減等その重要性は大の軽減等そいる。 一方、森林・林業を支える担いており、人口減少に進行しており、人の育成のではり、担い手の減少をはない、担い手のではない、担い手のではない、担難な状況にある。	行う、経営強化・就業環境の 向上に向けた取組や、実施 成プラムの作成・実施 検討する部会活動に参 る。 ②機構が実施する取組や、人材 育成プログラムへの事業 構が実施者・林業就労 株業技能者・株業就労 等のかった。 ③各プログラム等、県がまた る研修実施の講師等として人
---	--------------------------------	--	--

参考【新ビジョン目標(令和9年度】

新規林業就業者数 100人、森林施業プランナー雇用林業事業体数 28事業体

3 普及指導関係施設等の現況

-	水心以サリン	2070				
施設等	施設等	設置年日	施設等	関係グル	施設等の	備考
の名称	の位置	以 但 十 μ	の概要	- プ 名	利用状況	/m <i>^</i> -5
展示林						
間伐モデル 展示林	川崎町本 砂金字島 谷窪	Н20. 3	スギ 15.00ha 40 ~ 45 年	_	間伐展示林	
低コスト造林 技術試験地	①柴田町 本船迫	Н21. 3. 23	スギ 0.10ha 14年		データ収集・分析 低コスト造林展示林	
	②七ヶ宿 町横川	Н21.5.1	スギ 0.10ha 14 年	"	II	
	③蔵王町 八山	Н23. 5. 18	スギ 0.30ha 12 年	11	"	
	④柴田町 富沢	H24. 4. 13	スギ 0. 20ha 11 年	11	11	
	⑤角田市 峠	Н25. 4. 25	スギ 0.27ha 10年	IJ	n,	

令和6年度 林業普及指導区別計画書 仙台普及指導区

1 普及指導区の概況

(1)位置

本指導区は本県中央部から県南東部に位置し、仙台市、塩竈市、多賀城市、名取市、岩沼市、富谷市、亘理郡、宮城郡、黒川郡の6市7町1村からなる。西部は山形県との県境をなす奥羽山脈が連なり、東部及び南部は太平洋沿岸に面し、これらの間に標高100~200m前後の丘陵地と名取川、阿武隈川等による沖積平野が広がっている。

(2) 森林資源の現状

森林総面積は、82,227ha で土地総面積の49%を占めている。このうち民有林は55,852ha で森林面積の68%を占め、うち人工林は22,346ha で、人工林率は40%となっている。

管内の民有林面積は全県の約2割を占めるが、仙台市など都市型の土地利用状況となっており森林率は50%と県平均(57%)を下回っている。また、管内面積の約12%が自然公園や自然環境保全地域等であり、人工林率は県内で最も低く、自然環境に配慮した都市近郊の里山林として林業経営が行われてきた地域である。人工林のうち収穫可能な8齢級以上(36年生以上)の林分は20,087haで90%を占めており、主伐、再造林による森林資源の循環利用を促進し、持続可能な森林経営を推進する必要がある。

震災以降、太陽光発電施設等の林地開発により森林面積は減少した一方で、津波により消失 した海岸林については、国・県による復旧事業や県民参加の植樹により、令和2年度に造成が 完了し、海岸林の再生に向け下刈りや本数調整伐等の整備が続けられている。

(3) 林業生産・経営の現状

管内には、宮城中央・黒川の2つの森林組合があり、意欲と能力のある林業経営者の認定を受け、地域林業の牽引役として期待されている。また、7つの生産森林組合と3つの愛林公益会のほか共有林組合等の林業経営団体も多く組織されており、公的森林や共有林等を主体とした森林整備が行われており、令和4年度の間伐面積は645haとなっている。

素材生産量は、年間約43千m3(令和3年度推定:令和4年度調査)となっており、森林組合や民間事業体が担っているが、生産された木材の多くは、石巻市内の合板工場や管内の共販所やチップ工場などに供給されている。素材生産の効率化に不可欠な高性能林業機械の保有状況は、令和5度末時点でハーベスタ5台、プロセッサ5台、フォワーダ10台など合計27台となっている。

木材産業は、中小製材工場、プレカット工場、チップ工場、製品市場、木材流通業等が立地し、仙台都市圏の住宅需要など支えている。震災の復興需要が減少し、新設住宅着工数も減少する中、仙台市では企業社屋などの民間施設におけるCLTを使用した中高層建築物への木材利用の取組も進んでいる。

松くい虫被害は、震災以降平成27年度の7,825 ㎡をピークに増加が続いていたが、継続的な防除対策によりその後減少に転じ、令和4年度の被害量は2,753 ㎡と減少傾向にある。しかし、特別名勝「松島」地域(塩竈市、松島町、七ヶ浜町、利府町)においては被害量が依然多く、管内の被害量の約8割を占めることから、市町との連携により、被害木の早期発見と適期防除の徹底を図る必要がある

特用林産物では、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の特用林産物への影響により、

原木しいたけ(露地栽培)をはじめ、野生きのこ、山菜(コシアブラ)に出荷制限指示が出されており、原木しいたけの出荷再開を希望する生産者に対して、放射性物質低減措置や解除手続き等の指導を行った結果、令和5年度末までに19名の生産者の99ロットに対し出荷制限が解除されている。

森林経営管理制度については、仙台市で集積計画を策定したほか、大和町など7市町村で意 向調査に着手しており、その他の市町村についても順次着手する予定となっている。森林環境 譲与税を活用した森林整備については、継続的な働きかけにより取組を始める市町村が増えて いるが、引き続き木材利用も含めて森林環境譲与税のさらなる活用に向け働きかけを続けてい く必要がある。

2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

(I) 杯業·不材産業	の一階の性果力短	111. 【性果 フくり】	
重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 県産木材の需要創出とシェア拡大	設 2 棟	ある仙台市が所在しており、利用期を迎えている森 林資源の有効活用に向け、 公共・民間施設をはじめ住	①「改正公共建築物等木材利用 で選集が では進行を ではまする。 ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では
ロ 特用林産物の の生産性向上と 新たな販路や需 要の開拓	生産指導等 10回 経営等に関する 指導の対象者数 10人 (回)	しいたけやまいたけ等のきのこ生産者に対し、引き続き安定生産に向けた支援が必要であり、食の安全・安心への指向が高まる中、生産技術や品質のは上、6次産業化に向けた地域性のある商品開発が不可欠となっている。	①きのこ生産者等に対する資材 助成や施設整備補助の活用を 支援し、安定性給体制の を図る。 ②生産者等のは、 で安全を支援に を図る等に対のの で安全を支援に を図ると がるといる。 の で安全を支援に がると が の が の が の が の が と が の が の が と が の が の
ハ 特用林産物の 振興	技術指導等 10回	原発事故に伴う放射性 物質汚染の影響による、特	①特用林産物や林産物に対する 検査を継続し、生産者や販売 者に対し、適切な指導を行う

	食の安全安心に 関する指導及び 情報提供等 4回	用林産物の出荷制限解除の出荷制限援援した。 を確保しながら、県提図内のとなる。 を確けなり、後の、県提図内ののとながは、 をでは、できる。 を確ければ、こののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のので	ほか、県産原木の利用再開に 向けて試験結果等について情報提供を行う。 ②出荷制限品目の生産再開に向けて当時にあり、1000000000000000000000000000000000000
ニ 新たなビジネ スモデルの創出	取組支援及び指 導等 2回	新たな森林資源の利活 用を推進するため、素材生 産業者や木材・製材業者、 地元企業等による異業種 連携や新たなビジネスモ デルの創出に向けた取組 等について支援する必要 がある。	①地域の森林資源を活用する取組に対し、必要な技術等の情報提供や異業種間のマッチング等の支援を行う。 ②ICTやUAVの活用によるスマート林業の推進など新たなビジネスに取り組む事業体に対し支援を行う。
ホ 木質バイオマ ス利用による地 域循環の促進	取組支援及び指 導等 3回	森林資源の有効活用や 未整備森林の整備推進に 向け、未利用材の利用促進 が課題となっており、木質 バイオマスの活用に向け た体制整備が求められる。	①管内で稼働予定の木質バイオマス発電への県産木質燃料供給に向け、体制整備に向けた支援を行う。

参考【新ビジョン目標(令和9年度)】

素材生産量 700 千 m3、林業(木材)算出額 56 億円、林業(特用林産)算出額 46 億円、木材・木製品出荷額 980 億円、木質バイオマス活用施設導入数 60 基、特用林産生産施設のGAP認証取得数 15 件、原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数 66 人

(2)森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮 【森づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 主伐・再造林 の推進による森 林資源の再造成	3 0 ha 一貫作業等によ る再造林 2 ha	の低下等により皆伐後の 再造林が進まない状かのに 者とから、再造林の取る 力化と低コスト化のステム として一貫作業システム との普及を図るとともによ り再造林の推進を図る。ま た、伐採及び伐採後の造林	し、補助制度や一貫作業システム等の周知を図るともに、現地に合った適正な更新方法等を指導する。 ②伐採及び伐採後の造林届出制度の過少な運用につい、森林町村に対し指導を行い、森林町有者に対し適切な更新を促すよう体制を整える。 ③一貫作業や早生樹等による再

	計更名で2変2が2な4計2な4ま2な4ま3ま4ま4ま5ま4ま5ま4ま5<	すっ備す集の成う を施用す理るに かいな で 大 で で で で で で で で で で で で で で で で で	実施主体等と十分に検討を行い、実行性ある計画作成と計画の適正な実行について指導する。 ③森林経営管理制度について、市町村の意向調査等の実施に向けた取組を支援するとともに、効率的な実施体制の構築について検討・支援する。
ハ 効果的な間伐 の推進による森 林の整備	間伐実施面積 (民有林)	スギ人工林の収穫期を 迎え、豊富な木材資源を循 環利用することが高 課題となっている。 みやぎ森林・林業の将標 ビジョに向け関係者との 達成に向け関係者との、 携・協力を図りながら、スト となっない。 となって掲げる目の は は は は は は は は は は は は は に は は に は に	①森林所有者、林業事業体等が 参集する会議等の機会を捉え て、補助制度等の周知を図る。 ②民間事業体の事業参入を促進 するため、各種補助事業化に向 けた支援を行う。 ③低コスト木材生産に向けた高 性能林業機械の導入やICT 等を活用したスマート林業の 取組を支援する。
三 松くい虫及び 森林被害対策の 推進	防除指導 20回	依然として特別名勝「松島」区域における松くい虫被害が多いことから、被害の沈静化に向け、引き続き、適期防除の徹底と被害	害対策の適切な実行について 支援、指導する。 ②適切な被害対策の実行を確保 するため、関係市町村等によ る防除協議会等を開催し、連 携強化を図る。 ③ナラ枯れ被害の早期発見と適

参考【新ビジョン目標(令和9年度)】

間伐実施面積 5,600ha、植栽面積 400ha、松くい虫被害による枯損木量 10,000 ㎡、森林経営計画の認定率 60%

(3)森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成 【人づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
	森林 森林 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	森林組合や林業事業体において、就業者の減少や高齢化が進んでおり、新規就業者の確保定着を図るとともに、地域林業を支え	①森林施業プランナーの確保・ 育成に向けて、資格試験の働きかけや受験者に対する研修 等の実施など資格取得に向けた支援を行う。
ロ 意欲ある森林 所有者(林家) 及び林業研究グ ループとの連携		林業経営の改善や技術 の普及を効果的・効率的に 波及させていくためのと は及させていくためのと 等が少ないこと経 、模範となる林家である。 体等の確保が必要である。 また、管内のNPO等の 林研グループについて継 続した活動が行えるよう 連携、支援を行う必要がある。	①指導林家を中心とした森林所 有者等への巡回指導、情報誌 やホームページによる情報提
ハ 森林教育及び 「木育」の推進	活動等の開催・ 支援 2回 NPOやCSR 活動等との連携	を多く抱えることから、森林・林業に対する理解や木材の需要拡大を図るため、森林・林業体験や木工体験等は継続して実施する必要がある。	し、木工工作体験会等を開催する。 ②NPO法人等が行う森林・林業教育や「木育」活動を支援する。 ③森林ボランティアやNPO団体等が行う森林の多面的機能
ニ みやぎ森林・ 林業未来創造機 構におけるよとし 環境の向上と・ 材の 確保・ 成に向けた取組 支援	カレッジ研修への参加支援	への貢献は、木材生産のほか、地球温暖化防止や気象 災害の軽減等その重要性 は大きくなっている。 一方、森林・林業を支え	境の向上に向けた取組や、人 材育成プログラムの作成・実 施を検討する場として運営す る部会活動に参画する。 ②機構が実施する取組や、「み やぎ森林・林業未来創造カレ

る。 さらに、林業従事者の雇 用先となる林業事業体は、 経営規模が零細な中小事 業体が大半を占めること から事業体の育成強化も 大きな課題となっている。	行う。 ③「みやぎ森林・林業未来創造 カレッジ」において、カレッ ジ研修の講師として、事業体
--	--

参考【新ビジョン目標(令和9年度】

新規林業就業者数 100人、森林施業プランナー雇用林業事業体数 28事業体

3 普及指導関係施設等の現況

3 普及指導	鼻関係施設等の:	2017-				
施設等の名称		設置年日	施設等の概要	関係グル - プ 名	施設等の利用状況	備考
施設県民の森	利府町 神谷沢地内	昭和 44 年	中央記念館 中央広場 野外音楽堂 フィールト・アスレチック 樹木園 湿地植物園 遊歩道 (18 路線 13, 289 m)	自然保護課	利用者年間約 20 万人	
青少年の森	利府町 神谷沢地内	昭和 51 年	もりの学び舎 学習館 展示館 新校倉式住宅 野鳥の森 自 然 観 察 道 (2,500 m)	自然保護課	利用者年間約2万人	
昭和万葉の 森	大衡村 平林地内	平成元年	万葉の館 広場 植物園 湿性植物園 遊歩道 (12 路線 5,633m)	自然保護課	利用者年間約3万人	
展示林 四季の森	富谷市 上折元地内	平成7年	見本園 芝生広場 遊歩道 (13 路線 6,854m)	自然保護課		
低コスト間 伐 モデル展示 林	泉区朴沢地区 大和町小野地 区 太白区秋保地 区		作業システム、間伐 率、収益金額等を表 記した看板(間伐材 を利用)の設置	森林・林業活		
	泉区岳山地区 (1) 岳山地区(2) 菅ノ崎地区	平成 18 年 (4 カ所)				

青葉区菖蒲沼 地区 泉区七北田地 区 岩沼市志賀地 区	(3 カ所)		

令和6年度 林業普及指導区別計画書 大崎普及指導区

1 普及指導区の概要

(1)位置

本指導区は、県北西部の大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町(1市4町)で構成され、 北西部から西部にかけて山形・秋田両県との境をなす奥羽山脈が連なり、東に向かって次第に 傾斜しながら平坦地が広がっている。また、管内を横断する形で、荒雄岳を源とする江合川と 船形連峰を源とする鳴瀬川が西から東に流れ、県下有数の穀倉地帯、大崎耕土を潤している。

(2) 森林資源の現況

管内の森林面積は、土地総面積の 56%を占める 84,757ha となっており、うち民有林は、森 林面積の 56%、47,482ha である。民有林のうち人工林は 56%、26,443ha で、そのうち約8割 をスギが占め、収穫期を迎える8齢級(41年生)以上の面積が 45%を占めている。

(3) 林業生産・経営の状況

管内は、大崎市の鳴子地区や岩出山地区など古くからの有名林業地を擁し、スギ人工林の良質材生産が行われてきた歴史があるが、大部分の森林所有者は、10ha 未満の零細かつ分散型の所有者となっている。

管内には7つの認定林業事業体(1森林組合、6民間事業体)があり、森林整備や素材生産を行っており、民有林における素材生産量は、東日本大震災の影響から、一時減少したものの平成26年度以降増加に転じ、近年は8~10万m3前後で推移している。(令和4年度は対前年比87%の100,108m3(推定値))

令和6年度は、森林施業や木材生産の集約化、伐採から再造林まで「一貫作業システム」の 推進、高性能林業機械の導入・活用、スマート林業の普及等を図るとともに、非住宅分野にお ける木材需要の拡大を図り、森林資源の循環利用を一層推進する。また、管内では、早生樹(コ ウョウザン)の試験地を設置し、生長量データを収集しているほか、地域の特性を活かした木 材利用や木づかい文化の継承を目指し、広葉樹材有効活用やこけしの材料となるミズキ材の確 保に向けた取組を支援するとともに、「おおさき山がっこ情報バンク」を通じた森林・林業教 育や木工工作コンクール等の場において地域材のPR等を行っている。

特用林産物については、県下有数のきのこ産地として、ぶなしめじやえのきたけの生産量が高いシェアを占めているものの、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響で今なお出荷制限されている品目がある。

これまでに、条件を満たした生産者・生産ロットごとに原木しいたけの出荷制限が解除され、一部の山菜の出荷制限も解除されているほか、令和5年度には、大崎市の野生きのこ「なめこ、ならたけ、むきたけ」について、非破壊検査器による全量検査を条件に一部出荷制限解除されている。

さらに、令和6年度には森林環境税の賦課徴収が開始されることから、これまでに適切な管理が行われていない森林の整備を進めるため、市町村が主体となって森林所有者と林業事業体を繋ぐ仕組みである「森林経営管理制度」の円滑な推進に向け、市町に対し、なお一層の支援を行う。

2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

新占 重項	日梅	調米と課題		並及指道活動の内容
	地域材利用推進 会議及び CLT 等 推進協議会等の 運営・支援	現状と会のののは、活と果純。なの業施れ性向れに、活と果んのののは、活と果純のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	2	普及時間では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の
ロ 特用林産物の の生産性向上と 新たな販路や需 要の開拓	生産指導等 5回 経営等に関する 指導の対象者 (3回)	管内は、ぶなしめじやえのときであり、県内有数の全主を地であり、県内有数の全主であり、出たであり、出類気のには変化のではない。 はないない はいない はいない はいない はいない はいない はいない		(1、人) 下囲性又接:3回月 経営状態の「見える化」や改 を検討るGAPの生産 を選挙がるGAPの生産 を選挙を生産者る。 (経営指導・随てと接営指導・ (経営指につターのを を対して、経営等にから が大きない。 (経営等では、 (経営等では、 を主を が大きない。 (生産を は、生産 がたい。 (生産 に、 ののに を ののに を ののに を ののに を ののに を ののに を ののに を ののに を ののに を ののに を ののに を ののに を ののに を ののに ののに

,				
		さらに、近年は比較的栽		
		培が容易なキクラゲの生		
		産量が増加傾向となって		
		いる。		
ハ 特用林産物の振興	10回 食の安全安心に 関する指導及び 情報提供等	いる。 原発事数に伴う、でも、 原発影響を受い、 原発影響品制制 原のだられる。 日間、 日間、 日間、 日間、 日間、 日間、 日間、 日間、 日間、 日間、	3	特産直を 原産すよ策 大野除ことはと市 消ニ査 を生や導 のいて を生む。 随全て管域では、大野除ことはと市 費ンの で を と は と 市 で で で で で で で で で で で で で で で で で で
ニ 新たなビジネスモデルの創出		図途るの 資被、要たが しルがなマで 図途 の 資被、要たが しんがなる 関系を関係 で の で の で の で の で の で の で の で の で の で		且Pドの県り 2活開情新広置 業ジビつ催通針)けて料 能で口こて取)な2活開情新広置 業ジビつ催通針)けて料 能 で (10 月 15 日) な2 活開情新広置 業ジビつ催通針) けて料 能 で (2

ホ 木質バイオマ 取 ス利用による地 域循環の促進	算等 随時	森等理構 一本本 一本本 一本を持続で、 一の画的、 一の画的、 で、でありしがに で、でありしがに で、でのるかった 一利が、 ののるののののののので で、ののので で、でのるののののので で、でのるのののので で、と用特が、 本ののので はない、、要 本ののので はない、、要 本ののので はない、、要 本ののので はない、、要 を を を を を を を を を の を を の で、 で の の の の の の の の の の の の の	① ②	とつ係 労向活デを 木画対を関利とオ備木導定めや林ときりない者 働上用ル支 質しし行連用とマに質入供、事整もる相を接等すりでは、するので、
------------------------------	-------	---	--------	---

参考【新ビジョン目標(令和9年度)】

素材生産量 700 千 m3、林業(木材)算出額 56 億円、林業(特用林産)算出額 46 億円、木材・木製品出荷額 980 億円、木質バイオマス活用施設導入数 60 基、特用林産生産施設のGAP認証取得数 15 件、原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数 66 人

(2) 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮 【森づくり】

	プタルを しゅう こうら		
重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 主伐・再造林 の推進による森 林資源の再造成	53ha 一貫作業等によ る再造林 15ha	木材価格の低迷等言い消しを を選出を を選出を を表する。 本本体の を表する。 をまる。 を。 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、	情報提供や現地に即した適正な植栽方法を指導する。 (随時支援) ② 西日本を中心に新たな造林 樹種として期待される、早生 樹(コウョウザン)の造林試 験地での生長量を継続的に 調査し、下刈経費の削減など 保育作業のコスト低減につ

森林の有する多面的機 ① 地域森林計画・市町村森林整 森林施業の集市町村森林整備 約化に向けた森林 計画の策定・変 | 能を十分に発揮させるに 備計画の策定年となること 経営計画の策定及 更支援 は、実効性のある計画策定 から、必要な情報提供ととも び 森林経営管理 10回及び施業実施に向け、基本 に適切なゾーニングの設定 制度の推進 計画となる市町村森林整 森林経営計画策 備計画の策定支援及び森 など市町を支援する。 定及び実行指導 林経営計画の作成支援、実 (策定指導等:10回) 行確保が必要である。 ② 伐採届出制度については、新 20回 平成 31 年度からスター たな手続き等が必要となっ トした森林経営管理制度 森林経営計画等 については、市町に対し ていることから、理解徹底の 2件 て、意向調査後の集積計画 ため必要な指導・助言を行 作成支援等を行って着実 う。 森林環境譲与税 な森林整備及び更なる森 ③ 市町や森林組合等と連携し を財源とした森 林整備への集約化を図る ながら、新たな森林管理情報 林経営管理制度 ことが重要であり、森林環 クラウドシステムに対応す に基づく市町村 |境譲与税が適切かつ有効 る森林経営計画の策定手順 事業の支援 に活用されるよう指導等 等について指導するととも 10件を行う必要がある。また、 に、計画に基づく森林施業の 令和4年度に国から示さ 実行管理について指導・助言 れた「森林環境譲与税を活 する。 用して実施可能な市町村 ④ 新たに森林経営計画を策定 の取組の例について (ポジ する事業体に対し、現地調査 ティブリスト)」を参考に や森林所有者への説明に同 しながら、各市町の創意工 行する等、継続的な支援を実 夫のもと取り組みが進む 施する。 よう指導・助言を行う。 ⑤ 森林経営管理制度について は、圏域推進会議及び作業部 会を通じて情報共有を図る とともに、マンパワー不足の 状況にある市町への伴走型 支援の定着を図るなど、支援 を強化して森林整備が進む よう指導・助言を行ってい 間伐実施面積は、平成 ① 市町や森林組合及び民間事 ハ 効果的な間伐 間伐実施面積 の推進による森 (民有林) 24 年度以降の「みやぎ森 業体等と連携して間伐を推 林の整備 1 4 0 ha 林・林業の将来ビジョン」 進するとともに、民間事業体 で掲げる目標を大幅に下 の更なる事業参入を促進・支 間伐施業地の集 回っている。 約化 これは長期にわたる木 援する。 2団地|材価格の低迷等から、森林 ② 森林組合と連携した座談会 所有者の経営意欲が低下 のほか、補助事業を活用した しており、間伐等森林施業 効果的・効率的な森林整備事 放棄森林が増えているこ とが一因と考えられる。 業の普及啓発を行う。 このままでは、健全で多 (随時支援) 面的機能を発揮する森林 ③ 間伐施業の効率化やコスト の維持が困難となること 低減に向け、安定的に木材を から、関係者との連携・協 力を図りながら、施業地の 供給できる施業団地の設定 団地化に加え、適切な作業 により森林経営計画の作成 システムにより一体的に を支援する。 施業を実施する「集約化施

必要がある。

業」を強力に推進していく

ニ 松くい虫及び 森林被害対策の 推進	管内の松くい虫被害量 は、近年減少傾向にあると りではなり、 はないており、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではなり、 ではない。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	2	
		3	

参考【新ビジョン目標(令和9年度)】

間伐実施面積 5,600ha、植栽面積 400ha、松くい虫被害による枯損木量 10,000 m3、森林経営計画の認定率 60%

(3)森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成 【人づくり】

(e) Jak III (III) (III)		以で入材の自成 【人 フマッ	
重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 持続的成長を けん引する経営 体や担い手の 成	ナー受験者1一受験者1プ修業大大 <td>関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 での での での での での での での での での での</td> <td>場を総括して管理できる林施 できる林施 できる林施 業プランナーの資格を行うとともに、OJT等を通じた で変を通じたである。(資格取得支援:1人) る。(資格取得支援:2人) を森林調査や測量等の研修 を行う。(受講生:2人)</td>	関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 での での での での での での での での での での	場を総括して管理できる林施 できる林施 できる林施 業プランナーの資格を行うとともに、OJT等を通じた で変を通じたである。(資格取得支援:1人) る。(資格取得支援:2人) を森林調査や測量等の研修 を行う。(受講生:2人)
ロ 意欲ある森林 所有者(林家) 及び林業研究グ ループとの連携	指導林家や青年 林業士等の ・連携 ・連携 ・連携 ・連携 ・連携 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	の普及を効果的・効率的に 波及させていくために拠 点となる林業グループが 限られている傾向にあり、 普及指導における支援も 低迷している。特に、林業	① 森林所有者の協力を得て、県内で早生樹(コウヨウザン)の植栽試験に取り組む関係者や林業技術総合センターと連携し、試験地での現地研修を行うとともに、生長量調査の情報共有を図り、育林方法等について検討する。 (支援回数:1回)

「木育」の推進	活動等の開催・ 支援 5回 NPOやCSR 活動等との 随時	している。 特に管内では、「動におより がでは、「動に体験をでは、「動に体験を主体に森林・本のに、」の活動は、本体のでは、「動に本体がある。 一个対する理解を継続になるといる。 一个後も動を継続である。 一个後も動環境の見直しを必ずをある。 を必ずを変がある。	2	県民に対するととも、管内では、 でするととも、管力では、 でするというでは、 を連携活動がで報いでする。 ながでする。 を連携活かでする。 活動でする。 活動にする。 活動にする。 活動にする。 活動にする。 活動にする。 活動にする。 活動にないがでする。 でするがでする。 でするがでする。 でするがでする。 でするがでする。 でするがでする。 でするがでする。 でするがでする。 でするがでする。 でするがでする。 でするがでする。 でするがでする。 でするがでする。 でするがでする。 でするがでする。 でするがでする。 でするがでする。 でするがでする。 でするがでする。 のがでする。 のがでする。 のがでする。 のがでする。 のがでする。 のがでする。 のがでする。 のがでする。 のがでする。 のがでする。 のがでする。 のがでする。 のがでする。 のがでする。 のがでする。 のがでする。 ののができまして、 ののがでする。 ののでする。 ののでする。 ののでする。 ののででででででででででででででででででででででででででででででででででで
林業未来創造機 構における就業	2回 カレッジ研修へ の参加支援 3人・回 カレッジ研修等 の実施支援・研修参加	森林・林業は、木材生気を表するき、業には、大人の経過を表すると、大人のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	3	みやぎ森林・林業未来創造機 情報の大きを行うととも林業をである。 情報の取組を管内をである。 情報のなどで内は、大きなである。 情報のなどでは、大きなでは、大きなでは、大きなである。 情報のでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きながである。 では、大きない、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが

参考【新ビジョン目標(令和9年度)】

新規林業就業者数 100人、森林施業プランナー雇用林業事業体数 28事業体

3 普及指導関係施設等の現況

施 設 等 の 名 称	施設等の位置	設置年日	施設等の概要	関係グル - プ 名	施設等の 利用状況	備考
低コスト造林試 験地 (巣植え植栽)	大崎市岩 出山池月 字上一栗 菅生地内 (89-728)		スギ 面積 0.12ha 内訳 三角巣植 3試験区	有限会社 鎌田林業土木 (鎌田氏所有 林)	平成 26 年度~令和 元年度 生長量調査実施	看板無
早生樹(コウヨ ウザン)造林試 験地	大崎市岩 出山南沢 字宮守沢 地内(1-ホ 10-1)		対象区 スギ 面積 0.11ha コウヨウサ`ン 0.11ha 計 0.22ha	有限会社 鎌田林業土木 (鎌田氏所有 林)	平成 31 年度~令和 5年度 生長量調査実施	

令和6年度 林業普及指導区別計画書 栗原普及指導区

1 普及指導区の概況

(1) 位置

本指導区は、県の北西部に位置し、自治体は栗原市1市で、北は岩手県、北西端は秋田県と接している。管内の区域面積は、約800平方キロメトールで、北西部は栗駒山(標高:1,626m)を中心に山地が形成され、中部~南東部は迫川、二迫川、三迫川沿いに耕地と丘陵地が入り込み、栗駒国定公園(昭和43年7月22日指定)やラムサール条約湿地の伊豆沼・内沼(昭和60年9月13日登録)及び蕪栗沼・周辺水田(平成17年11月8日登録)を有する自然豊かな地域となっている。

(2) 森林資源の状況

管内の森林面積は44,185haで、森林率は55%、本県森林面積の11%を占めている。

このうち、民有林は 29,968ha あり (森林面積の 68%)、地域的には旧栗駒町、旧花山村、旧一迫町の3地区に民有林面積の7割超が位置している。民有林の人工林面積は 17,028ha で、人工林率は 57%となっており県平均の 53%を若干上回っている。

管内樹種別では、スギが7割と最も多く、また、収穫可能な8齢級以上(36年生以上)の林分が8割以上占めるなど、利用可能な資源は充実している。 ※森林資源の数値は、令和3年3月現在

(3) 林業生産・経営の状況

木材生産や森林整備については、高齢化等により、森林所有者自らが行う事は少なく、森林所有者から施業の委託を受けた森林組合等の林業事業体がその大半を担っている。

管内には、栗駒高原森林組合1組合があり、地域林業を担う主体として活躍している。森林組合の林産事業量は、年間約45千㎡(令和4年度)で、生産された木材は、直販による県内外の製材工場や石巻地区の合板工場へ供給されている。また、間伐や保育事業は主に森林組合が実施し、皆伐による素材生産は民間の事業体が担っている状況にある。

管内の林業事業体における高性能林業機械の保有状況は、令和4年度末時点で39台となっており、そのうち9台(約23%)を森林組合が保有している。

管内の製材業者は年々減少し3社(うち1社はチップ製造)が稼働しており、チップ製造を除く素材取扱量は、合計で約6千㎡となっている。乾燥材の生産は1社のみが行っている。

きのこ類の生産は菌床栽培が中心で、菌床栽培による生しいたけは、県内生産量の 45%、なめこは、県内生産量の 46%を占める主要産地となっており、GAP認証を活用した生産者が 2 者となっている。 ※きのこ生産量は、令和4年次実績

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質対策については、管内では依然として原木むきたけ(露地)、原木しいたけ(露地)、こしあぶら、たけのこ、野生きのこ、たらのめ(野生)の6品目の出荷が制限(自粛)されており、うち原木むきたけ(露地)、原木しいたけ(露地)、たけのこ、たらのめの4品目については、一部生産者や地域が解除されたほか、野生きのこのうち、なめこ、ならたけ、むきたけについては、全量非破壊検査による一部解除となったが、さらなる出荷制限(自粛)の解除拡大と販売促進が求められている。

また、栗原地域の豊かな自然環境を活かしながら、中山間地域産業の活性化と新たな生業の創出として着目した「苔」の聖地化を図るため、「くりはらの苔」の魅力を発信している。

平成31年4月から施行された森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用した取組については、 栗原市により森林所有者の意向調査や森林経営管理権集積計画の策定が進められており、管理委 託の希望があった森林で間伐等の森林整備事業が始まっている。

2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

	1		
or, la deser	→ 1000		
重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
	_ ,		①「改正公共建築物等木材利用
	造公共施設の建	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	促進法」に基づく栗原市の指
ア拡大	設	らは地域需要を喚起する	針改定に対する支援や、栗原
	1 棟	だけの受け皿とはなって	市から施設整備等に係る情報
		いない。利用期を迎えてい	を収集するとともに、公共施
		る森林資源を有効活用す	設の木質化等に向けた支援を
		る上でも供給拡大への対	行う。
	等推進協議会等		0
	の運営・支援	期的には住宅需要の減少	センター栗原支部等と連携
	2 回	が見込まれる。	し、地域材利用推進会議等の
		このため、「改正公共建	活動について、積極的に参画
		築物等木材利用促進法」に	するとともに、情報発信など
		よる公共施設の木造・木質	普及啓発活動を支援する。
		化や新たな木材製品の開	
		発・普及するための情報収	
	/	集等を行う必要がある。	
ロ特用林産物の			①生産者や農産物直売所等に
生産性向上と新		なめこの生産量が多く県	対して安全な生産技術とGA
たな販路や需要		内の主要産地になってい	Pの導入を指導・支援すると
の開拓	経営等に関する		ともに、販路拡大や新商品開
	指導の対象者数		発等の指導、各種販促活動の
	20人		支援を行う。
	(回)	- 0	②各種特用林産物については、
		今後は生産技術や品質	栽培技術向上の取組を支援す
		の向上を図るとともに、地	るとともに、生産者等への技
		域性のある商品の開発が	術指導や販売促進に努める。
、	++ 45 +10 2	求められている。	
ハー特用林産物の			①特用林産物や林産物に対す
振興	12回	林産物への放射性物質に	る検査を継続し、適切な指導
		よる汚染の影響を受け、依然は、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きに	を行うとともに、森林や竹林
		然として特用林産物の出	の放射性物質低減化に関する
	今の空へ空と に	荷制限(自粛)解除に係る 対応が必要となっている。	情報収集や実証を行う。 ②出荷制限(自粛)品目の生産
	1		
	関する指導及び 情報提供等	このような状況も踏ま え、安全・安心な食品販売	再開に向け、国のガイドライ ン等に基づく適切な指導・助
	15回		言により、出荷制限(自粛)
	1 0 🖽	正しい情報の提供、生産者	の解除及び手続き支援を行
		への指導を引き続き徹底	う。
		する。また、非破壊検査器	√ ∘
		を積極的に活用した取組	
		を加速する必要がある。	
ニー新たかビジネ	取組支援及び指		 ①新たな森林資源である「苔」
スモデルの創出		た取組を進めている。	については、竹や山菜等の森
/ · · / / · · / / / / / / / / / / / / /	20回	_	
		し、事業体と一体となった	様に、生産者とともに地場産
		消費者等一般県民へのP	品の開発を検討し、造園関係
		Rや、事業推進に必要な情	業者との交流を深めながら、
		報収集や異業種との交流	苔の魅力発信するための「苔
		等を積極的に支援する必	アート展」の開催等、地域活
		要がある。	性化に向けた支援を進める。
1	J	L <u>A.7. 47.</u> 20	エロに四けた人体と述がる。

ホ 木質バイオマ 耳	取組支援及び指	管内ではペレット製造	①事業体等に対する木質バイ
ス利用による地域	尊等	や廃菌床による熱利用を	オマス利用促進に向けて、情
域循環の促進	2 回	行っている事業体もある	報収集に努める。
		が、森林資源を有効に利用	
		するため、未利用材の利用	
		促進が課題となっている。	

素材生産量 700 千 m3、林業(木材)算出額 56 億円、林業(特用林産)算出額 46 億円、木材・木製品出荷額 980 億円、木質バイオマス活用施設導入数 60 基、特用林産生産施設のGAP認証取得数 15 件、原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数 66 人

(2) 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮 【森づくり】

(2) 森林の持つ多面的	りな機能のさらな	る発揮 【森つくり】	
重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 主伐・再造林	植栽面積	環境に配慮した主伐・再	①森林所有者に、PRチラシな
の推進による森	1 O ha (県	造林実施への支援と普及	どにより、補助制度等の情報
林資源の再造成	340ha)	が求められている他、一貫	提供や現地に合った適正な植
		作業による再造林や低コ	栽方法等を指導する。
	一貫作業等によ	スト化に向け、技術開発や	
	る再造林	普及が必要である。また、	け出制度の運用を通じ、栗原
	2 ha	生長や形状に優れた次世	市や林業事体等への指導を強
	1 箇所	代造林樹種の導入が求め	· · · ·
		られている。	③伐採から植栽まで一貫作業
			による新たな低コスト造林技
			術の取組強化を図る。
	市町村森林整備		①市町村森林整備計画の策定
	計画の策定・変		
林経営計画の策		画となる市町村森林整備	
定及び森林経営	3 回	計画の策定支援及び森林	
管理制度の推進	木井奴尚弘而築	経営計画の作成支援が必要である。また、本共経営	金事業の活用等により、面的
	森林経営計画策 定及び実行指導	要である。また、森林経営	なまとまりのある森林施業を
	佐及び美11 指导	管理制度の施行に伴い、森 林管理が困難になった森	指導・支援する。 ②森林経営計画策定に当たっ
	5 回	林所有者の森林を対象に、	ては、実施主体等と十分に検
		経営委託等による森林管	討して実行性ある計画作成を
	森林経営計画	理の促進を更に図る必要	
	等	がある。	③森林管理が困難になった森
	2件	~ さらに、市町村が行う森	
		林台帳の精度向上や、森林	
	森林環境譲与税		
	を財源とした森		
	林経営管理制度	取組に対する支援が求め	
	に基づく市町村	られている。	
	事業への支援		
	6 件		
ハ 効果的な間伐			①栗原市や森林組合等と連携
の推進による森			し、森林経営計画策定を進め、
林の整備	2 0 0 ha	ジョン」で掲げる目標達成	着実に間伐を推進する。
	BB 15 11 NB 11		②森林組合等と連携して、巡回
	間伐施業地の集	者との連携・協力を図りな	指導や座談会を通じて、補助
	約化	がら、間伐・路網整備等へ	
	2 団地	の支援と低コスト化に係	ら、安定的に木材供給できる
		る技術の普及を図る必要	
1	J	がある。	る。

ニ 松くい虫及び		松くい虫被害は被害収①栗原市が実施する松くい虫
森林被害対策の	6 回	東に至っていないことか 防除対策が、適時、効果的に
推進		ら、栗原市と連携した防除 実施されるよう支援し、被害
		対策が求められている。ま 拡大防止に努める。
		た、ナラ枯れ被害について ②ナラ枯れについては、巡視活
		は、被害木の早期発見に向 動により被害木の早期発見を
		けた監視を行い、引き続き 図るとともに広葉樹林の世代
		被害拡大防止を図る。 交代推進の啓発・指導に努め
		る。

間伐実施面積 5,600ha、植栽面積 400ha、松くい虫被害による枯損木量 10,000 m3、森林経営計画の認定率 60%

(3)森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成 【人づくり】

(3) 森林、林葉・木杉 ┏	オ産業を支える地: │	域や人材の育成 【人づくり 	
重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 持続的成長を けん引する 営体や担い の育成		進する森林施業プランている。 一の育成支援を行ってる。 今後は高度な技術を有 する現場技能者のほか、 値ある山づくりに向メントで 値ある有能な人材等を できる有能な人材等を	①集約本籍を管理を表表をでは、者では、本では、、本では、、本では、、、のでは、、、のでは、、、のでは、、、のでは、、、のでは、、、のでは、、、のでは、、、のでは、、、のでは、、、のでは、、、のでは、、、のでは、、、のでは、、、のでは、、、のでは、、、のでは、、、ののでは、、、ののでは、、、ののでは、、、ののでは、、、ののでは、、、、ののでは、、、、ののでは、、、、、、、、
林所有者 (林家) 及び林業研究グループとの連携 へ 森林教育及び		一番 が ・効果的・効素が ・効なが がなるに がなるに がなるが がはい がはい が低迷をとと が低迷をとい が低迷をとい が低迷をとい がはれる がはれる がはれる がはれる がはれる がはれる がはなる がなる がはなる がはなる がはなる がはなる がはなる がはなる がれる がれる がれる がれる がれる がれる がれる がれ	はら」の自主活動等に対して、 積極的に参画・助言するなど、 林業グループの活動と後継者 の育成をサポートする。 ①森林科学館((株)ゆめぐり) や栗原市の地域コーディネー ター(総合的学習支援委員) 等と連携し、一般県民向けの
	N P O や C S R 活動等との連携 1 回		れる森林・林業体験学習活動 を支援する。 ②NPO団体等が行う森林の多 面的機能の発揮や普及啓発に

ニ みやぎ森林・ 林業未来創造機		森林・林業における社会 への貢献は、木材生産のほ	①「みやぎ森林・林業未来創造 機構」が行う、経営強化・就
構における就業		か、温暖化防止や気象災害	業環境の向上に向けた取組
	カレッジ研修へ		や、人材育成プログラムの作
材の確保・育成	の参加支援	きくなっている。	成・実施を検討する部会活動
に向けた取組支	2事業体	一方、森林・林業を支え	に参画する。
援	2 人	る担い手の減少・高齢化が	②機構が実施する取組や、「み
		進行しており、人口減少に	やぎ森林・林業未来創造カレ
	カレッジ研修等	ともない、担い手の育成確	ッジ」における人材育成プロ
	の実施支援	保がより困難な状況にあ	グラムへの事業体・林業技能
	1 回	る。	者・林業就労希望者等の参加
		さらに、林業従事者の雇	支援を行う。
		用先となる林業事業体は、	③「みやぎ森林・林業未来創造
		経営規模が零細な中小事	カレッジ」において、受講生
		業体が大半を占めること	のスキルアップを図るととも
		から事業体の育成強化も	に、カレッジ研修の講師とし
		大きな課題となっている。	て、事業体における人材確保
			育成を支援する。

新規林業就業者数 100人、森林施業プランナー雇用林業事業体数 28事業体

3 普及指導関係施設等の現況

施の	設 名	等 称	施設等の位置	設置年日	施設等の概要	関係グル - プ 名	施設等の 利用状況	備考
こもな	れび <i>0</i> 科学館	· 森•	栗原山 市 花木 下	平成 5 年 4 月	① ② ③ ④ ⑤ かが が 植 見 の遊り 科 炊 植 見 の遊り	指定管理者 ((株)ゆめぐ り)	菩講習会 一芸習会 芸書習会 一芸習 芸書習 芸書で 一芸習 一芸習 一芸習 一芸習 一芸習 一芸で 一芸で 一芸で 一芸で 一芸で 一芸で 一芸で 一芸で	

令和6年度 林業普及指導区別計画書 石巻普及指導区

1 普及指導区の概況

(1)位置

本指導区は、県の北東部沿岸地域に位置し、石巻市、東松島市及び牡鹿郡女川町の2市1町で構成されている。地域の東部は太平洋に面し、一帯は三陸復興国立公園や特別名勝「松島」に指定され、牡鹿半島のリアス式海岸や網地島、田代島等の離島、奥松島の島嶼など、優れた海岸景観が連なっている。また、内陸部は北上山地から派生する丘陵が広がる一方、その東部には北上川や鳴瀬川の沖積平野が広がるなど、変化に富んだ自然環境が特徴的な地域である。

(2) 森林資源の現状

管内の森林面積は39,088ha で県森林面積の9.4%、管内総面積の54.1%を占めている。このうち国有林は8,739ha(22.4%)、民有林は30,349ha(77.6%)となっており、民有林の人工林率は56.7%と県平均の53.2%を上回っている。

(3) 林業生産・経営の現状

本指導区は、石巻工業港を中心に合板工場や大型製材工場が立地し、県全体の素材消費量及 び木材・木製品製造出荷額の約6~7割を占めており、地元の森林組合は、県産原木の安定供 給を図る全県の調整役を担っている。

木材生産は、人工林の多くが利用期を迎え主伐(皆伐)による生産が増加し、間伐実績は減少傾向にある。一方、皆伐による伐採後の再造林の実行確保が課題となっていることから、コンテナ苗や一貫作業システムを活用した低コスト造林の普及を図ることが必要となっている。このような現状を踏まえ、木材の安定供給や生産性の向上と、資源の循環利用を両立するためには、計画的な森林施業の推進とその牽引役となる施業プランナーの育成が重要である。

このため、地元森林組合では、施業プランナーの確保・育成のほか、「スマート林業」の推進に向けた取り組みを積極的に行い、作業の効率化と省力化を図っている。加えて、植林費支援基金を創設して再造林にも尽力している。

管内における森林病虫獣害対策に関しては、特別名勝「松島」の東松島市宮戸地区を中心に、効果的な松くい虫防除対策の推進に努めている。また、ニホンジカの生息域が牡鹿半島地域から内陸部へと拡大しており、伐採跡地の食害による更新阻害等の問題が顕著となっていることに対応し、所内横断型のプロジェクトチームを立ち上げ、今後の取組の方向性や具体的対策を盛り込んだロードマップを作成し、関係者と連携しながら被害拡大防止に向けた取組を進めている。

木材利用に関しては、合板・製材とも需給バランスに応じた生産動向が続いているものの、 今後、人口減少による住宅需要の減少は避けられないことから、非住宅分野の新たな需要創 出に向けた取組が重要となっている。また、木質バイオマスについては、松くい虫被害材や 林地残材等の未利用資源を活用した加工生産が行われており、木質バイオマス発電用燃料等 として供給されている。

特用林産物に関しては、震災後に生産を開始した生産者が多く、生しいたけにおいては原木及び菌床合せて20t(R4)、生きくらげ1.7t(R4)等で生産量も増加傾向にある。特に原木しいたけの栽培施設拡大があり、生しいたけの約4割を占めている。

森林経営管理制度に関しては、管内各市町が抱える課題や組織体制、譲与される予算規模などの状況が異なることから、各市町の地域課題に合わせた重点的取組や整備エリア、優先順位等を取りまとめた「推進方針書」に基づき、各市町担当普及指導員を中心に支援を継続しており、令和4年度からは石巻市と女川町で森林経営管理権集積計画が策定され、森林環境譲与税による森林整備が進められているところである。

2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

(1) 1111本		浊16 【生来 フヽり】 ┃	
- 11			No - Halley and Links
重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イー県産木材の	地域における	合板需要に的確に対応	①宮城北部流域森林・林業活性
需要創出とシ	木造公共施設	できる供給体制の構築が	化センター石巻支部と連携
ェア拡大	の建設	必要となっているほか、地	し、「合板用県産材の供給等
	3 棟	域産材を活用したCLT、	に関する検討会」等の開催を
	w. i.s.i.e.i.m.ii/	LVL、合板、製材品等の	支援する。
	地域材利用推	需要拡大により地域産業	
	進会議及びCLT	のさらなる発展と、山元へ	施設等における県産材利用推
	等推進協議会	の収益還元を図る必要が	進を図るため、課題把握とそ
	等の運営・支	ある。	の解決に向けた取組及び管内
	援	今後、人口減少社会を迎	市町長への要望活動を支援す
	ВШ	え、住宅需要の大幅な減少	る。
		が見込まれるため、「改正 (公共建築物等)木材利用	
		(公共建築物寺) 木材利用 促進法 による公共施設等	る公共施設等の木造・木質化 の普及を促進し、市町の方針
		の木造・木質化を普及促進	書改正など必要な支援を行
		する必要がある。	音以正なる必要な又仮を11 う。
		また、当管内においても	○ 〕。 ④国際森林認証材を活用した
		国際森林認証材の活用に	SDGsへの取組について、
		よるSDGsへの貢献に	製品加工や販売PR活動等に
		向けた取組が進められて	関する必要な支援を行う。
		いる。	
·····································	4. 女松 <i>溢炊</i>		
ロ 特用林産物 の生産性向上	生産指導等	当指導区では、震災後から原木しいたけ、菌床きく	
と新たな販路	10回	らげ等の栽培を開始した	に向けて、栽培技術の指導を
や需要の開拓	経営等に関す	生産者があり、販路拡大や	行うとともに、販路拡大に向
(而安)/刑扣	る指導の対象	生産効率向上等に関心を	けた取組支援を行う。
	者数	持っている。	②当指導区で生産された特用林
	10人	11, 2 6 0 0	産物のブランド化や新商品開
			発等に向けた必要な指導を行
			う。 う。
			③特用林産物新規栽培希望者
			に対して普及促進を図るとと
			もに、栽培技術の指導を行う。
ハー特用林産物	技術指導等	原発事故に伴う森林や	
の振興		林産物への放射性物質に	物質の出荷前検査の徹底と、
		よる汚染の影響を受け、特	積極的な簡易検査の実施によ
	食の安全安心に	用林産物の出荷制限解除	り、一般県民に対する安心・
	関する指導	や風評被害払拭に向けた	安全の周知に努めるととも
	及び情報提供等	継続した支援が求められ	に、原木しいたけ(露地栽培)
	5 回	_ 9	の出荷制限解除に向けた生産
		また、きのこ原木や菌床	管理などの指導を行う。
		資材を他県から購入して	
]	いる生産者に対しては、資	PRや交流会の開催など様々

		材の安定確保に向けて継続して支援する必要がある。	な機会を捉えて、風評被害払 拭に向けた対応を行う。 ③原木しいたけ生産者に他県 産原木等の必要な生産資材の 導入を引き続き支援してい く。
ニ 新たなビジ ネスモデルの 創出	取組支援及び 指導等 5回	近年、ICT等の先端技業の先端技業ので、中ででででででいることでは、大安には、大安には、大安には、大田のがは、大田のがは、大田のがは、大田のがは、大田のがは、大田のがは、大田のがは、大田のののは、大田のののは、大田のののは、大田のののは、大田のののは、大田のののは、大田のののは、大田のののは、大田のののは、大田のののは、大田のののは、大田のののは、大田のののは、大田ののは、大田ののは、大田ののは、大田ののは、大田ののは、大田ののは、大田ののは、大田ののは、大田ののは、大田ののは、大田ののは、大田ののは、大田のののは、大田のののは、大田のののは、大田のののは、大田のののは、大田ののは、大田ののは、大田のののは、大田のののは、大田のののは、大田のののは、大田のは、大田	①ICTを活用した素材流通に 通調で 理やといるな体のの ・・ないで では、大体 を表すが、 を表すが、 を表すが、 を表すが、 ででは、 ・・ないで、 ・・ででで、 ・・でででででででででででででででででででででででででで
ホ 木質バイオ マス利用によ る地域循環の 促進	取組支援及び 指導等 3回	近年、発電や熱利用に向けた木質バイオマス資源への需要が増大していることから、需給動向を適切に把握していく必要がある。	①木質バイオマス関連施設整 備及び原材料需給の最新動向 に係る情報収集に努める。

素材生産量 700 千 m3、林業(木材)算出額 56 億円、林業(特用林産)算出額 46 億円、木材・木製品出荷額 980 億円、木質バイオマス活用施設導入数 60 基、特用林産生産施設のGAP認証取得数 15 件、原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数 66 人

(2)森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮 【森づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 主伐・再造 林の推進によ る森林資源の 再造成	植栽面積 15ha 一貫作業等によ る再造林 1ha 1箇所	環境に配慮した主伐・再 造林実施への支援と普、 が求められているほか、 貫作よる再造林な技 の普及が必要である。 加えて、管内の経営体や 企業による森林資源組が による前けた取組が が終いた。	

ロ 森林施業の 集約化に営 集 を森 を 本 を と 管 で を き と 管 進 を り を り を り を り を り を り を り を り を り を	更支援 6回 森林経営計画 策定及び実行 指導等 10回 森林経営計画	班)が期間満了時期を迎え、認定面積が大幅に減少していることから、今後は地域の実情を反映しながら"区域計画"への切り替えを行うなど、施業の集約化を進める必要がある。	経営計画が策定されるよう、 事業体や市町に対する指導・ 支援を行う。 ②各種計画に基づき、適正に事 業が実行される体制を確保す るため、事業体等に対する助 言・指導を行う。 ③市町有林の適切な森林整備
ハ 効果的な間 伐の推進によ る森林の整備	間伐実施面積 (民有林) 520ha 間伐施業地の 集約化 2 団地	くは利用期を迎え、主伐	箇所や現場の課題等の早期把 握、対応策の提案などの支援 を行う。 ②今後の計画的間伐実施のた め、指導林家や施業プランナ
三 松くい虫 及び森林被害 対策の推進	防除指導 10回	が長期化する中、防除に対する中、防除に対するの意識の意識が生じておりている。 関係者の意識が生じておりている。 関係が徹底ではいりではいりではない。 の現状が通りないがはがいのではない。 のはいいではないがではないがではない。 のはいるではないがではない。 ではいる。 では、 ではいる。 ではい。 ではいる。 ではい。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではい。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 ではいる。 では、 では、	②より効果的な防除を図るため、被害木の調査時期である。 が、被害木の調査時限である。 ③ 松いて市町及が対策がある。 ③ 松い虫防除の対策がし、対象といり、 が、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は

参考【新ビジョン目標(令和9年度)】

間伐実施面積 5,600ha、植栽面積 400ha、松くい虫被害による枯損木量 10,000 ㎡、森林経営計画の認定率 60%

(3)森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成 【人づくり】

		STOCK OF IN TOUR	
重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 持続的成長 をけん引担 経営体や 手の育成		には、施業集約化と森林所 有者に対する施業提案に 係るスキルが求められて いる。	①森林施業プランナーの確保・育成に向けて、資格もに、開発を働きなりであるとともに、開発を付う。 ②地域の指導を動きを連携し、研修をの業事業接を行う。 ②地域の指導をののでは、対して、ののでは、ののでは、ののでは、は、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、ののでは、では、では、ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
ロ 意欲ある森 林所有者 (林 家)及び林業研 究グループとの 連携	・連携	の普及を効率的・効果的に 波及する拠点となる指導	①市町や事業体等と連携し、林業におけるリーダーの育成を図るとともに、導林家等の協力の下、森林所有者等に対する研修会等の開催・支援を行う。 ②林業研究グループ等の先進地研修開催の支援及びきの完進地研修開催の支援及びきる指導を行う。 ③森林づくり活動組織が行う森林整備や里山林整備等に係る技術的な助言・指導を行う。
ハ 森林教育及 び「木育」の 推進	森林・林業体 験活動援 ・支援 10回 NPOやCS R活動等との 連携 6回	森林・林業に対する理解をない、本株・林業に対する理解をで、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で	①管内の小学校・高校等に対し、 木育や林業等のガイダンス活動を支援する。 ②宮城北部流域森林・林業活性化センター石巻支部が主催する 木工教室等の開催を支援する。 ③NPO等による森林の多面的な利活用に向けた活動に協力する。 ④海岸防災林維持管理体制構築に向けた取組を支援する。
ニ みやぎ森林・ 林業未満 構におけると 環境の はの がの は が が に う が た り 後 で り り り り り り り り り り り り り り り り り	カレッジ研修 への参加支援 事業体 2人 カレッジ研修 等の実施支援 ・研修参加	森林・林業における社会への貢献は、木材生産の災害とが、温暖化防止や気象はか、温暖化防止の重要性はを変にする。 一方、森林・林・高田減いでは、大きの減少・人では、大きの大きの減少・人では、大きの大きの大きがに、大きの大きながに、大きなのは、大きなの大きなの大きなのは、大きなの大きなのは、大きなの大きなのは、大きなの大きなのは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないで	①「みやぎ森林・林業未来創造機構」が行う、経営強化・就業環境の向上に向けた取組や、人材育成プラムの作成・実施を検討する部会活動に参画する。②同機構事業への事業体・林業技能者・林業就労希望者等の参加支援を行う。 ③各プログラム等、県が実施する研修実施の講師等として人材育成を支援する。

から事業体の育成強化も大きな課題となっている。			
-------------------------	--	--	--

新規林業就業者数 100人、森林施業プランナー雇用林業事業体数 28事業体

3 普及指導関係施設等の現況

施 設 等 の 名 称	施設等。	設置年日	施設等の概要	施設等の 利用状況	備考
低コスト造林モデル展示林	植栽後のの調査に対して、おおりのでは、おおりのでは、おおりのでは、おおりのでは、おおりのでは、おおりのでは、おおりのでは、おおりのでは、おおりのでは、おおりのでは、おおりのでは、おおりのでは、おおりのでは、	□成 22 年度	試験地面積:0.3ha <1,000 本/ha 区> コンテナ苗 150cc:0.025ha コンテナ苗 300cc:0.025ha 2 年生大苗:0.05ha <1,500 本/ha 区> コンテナ苗 150cc:0.025ha コンテナ苗 2 年生大苗 150cc:0.025ha コンテナ苗 300cc:0.025ha コンテナ苗 300cc:0.025ha コンテナ苗 300cc:0.025ha	植栽後の成金元	

令和 6 年度 林業普及指導区別計画書 登米普及指導区

1 普及指導区の概況

(1) 位置

本指導区は登米市を区域とし、中央部は水田地帯、西部はハクチョウ・ガン・カモ等が飛来するラムサール条約登録湿地の伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田など自然豊かな丘陵地帯、東部は北上山地の南端に位置する森林資源の豊富な山間地帯に区分され、農地と森林が総面積(53,612ha)の7割以上を占めている。

また、高速交通体系は三陸縦貫自動車道開通、みやぎ県北高速道路の整備が着実に進んでおり、 木材を含む物流の効率化や今後の観光・交流の発展が期待されている。

登米市の人口は長期的に減少傾向にあり、令和6年2月現在、約7万3千人となっている。

(2) 森林資源の現況

管内の森林面積は22,074haで総土地面積の41%を占め、地域森林計画対象民有林は19,396haで森林面積の88%を占める。そのうち69%(13,307ha)が人工林であり、その大部分は、7齢級以上の木材利用が可能な林分となっている。特に、登米地区・東和地区・津山地区は、古くから森林整備や木材生産を積極的に推進してきたため、県内屈指の林業・木材製造業が盛んな地域となっている。

(3) 林業生産・経営の現状

森林整備の中核的役割を担う登米市内3森林組合及び民間林業事業体では、高性能林業機械の積極的な導入や交付金事業等を活用した路網整備など、経営基盤の強化に向けた取組を推進している。

主伐後の再造林に対する取組も比較的積極的に進められており、令和4年度の再造林面積は約35haで、近年(R2~R4)の再造林率は約49%と、県全体の平均を大きく上回っている。

一方、登米市及び管内森林組合等が組織する登米市森林管理協議会によるFSC森林管理認証のFMグループ認証取得面積は7,809haとなっており、登米地域林業成長産業化地域構想に基づき、認証面積の拡大、認証材流通の一元管理、針葉樹(A~D材)及び広葉樹認証材に係る生産加工流通のサプライチェーン構築に向けた取組等を行うほか、認証材の生産基盤となる林業専用道の整備も進めてきた。

今後は、旺盛な認証材需要に対応するため、森林認証を取得した他地域とも協力しながら認証材の安定供給体制を構築していくことが、登米地域の森林・林業・木材産業の成長産業化には必要不可欠である。

特用林産物は、主に生しいたけ等が生産されている。

津山地区の道の駅には県内唯一の木工芸品の専門店「もくもくハウス」があり、津山スギ等県産材を加工した「矢羽木工芸品」や、地域おこし協力隊(木工芸支援員)を経て登米市に移住した若手の職人が製作した木工品等が販売されている。

2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

(1)林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

重点事項		現状と課題	普及指導活動の内容
	目標	× • · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	地域における木		①「改正公共建築物等木材利用
		共施設木造化・木質化指針	
拡大	設 1 抽	(H20.4.1 施行) に基づき 公共施設等整備や公共工	の市の指針改定を促し、公共
	1 作	本共和政寺登備や公共工事に地元材の利用が図ら	施設等の木造・木質化に向け た体制作りを支援する。
		れるよう支援する必要が	
	会議及び CLT 等	ある。	の安定供給体制の構築に向け
	推進協議会等の	また、広葉樹も含めた地	て、登米市森林管理協議会の
	運営・支援	元材の利用拡大を図るた	活動を支援していく。
	5回		旧勤を久扱してい、
		を推進する必要がある。	
ロー特用林産物の	生産指導等		①生産者や直売所に対し、安定
の生産性向上と	5回	たけ等)の生産者に対し、	生産技術の定着と品質の確保
新たな販路や需			を指導するとともに、6次産
要の開拓	経営等に関す	生産技術や品質向上が図	業化も視野に入れた新商品開
	る指導の対象	られるよう支援するとと	発等の指導・支援を行う。
	者数	もに、販路拡大に向けた消	②はたけしめじについて、林業
	5人	費者への積極的なPR活	技術総合センターとも連携
	(回)	動を実施する必要がある。	し、新しい簡易栽培技術の導
		助を天爬りる必安がめる。はたけしめじについて	入支援を行う。
		は、生産量の確保と簡易栽	
		培技術の普及に取り組む	
		必要がある。	
바묘바출싸	TF (12 TF) > FF		
ハー特用林産物の			①きのこや山菜等の特用林産
振興	5 凹	培)の出荷制限解除が進んでいるが、対策が対象に発見	
	食の字合字かけ	でいるが、被災前の生産量に回復しておらず、本格的	に対する検査体制を継続確保 し、適切なモニタリングや生
		な復活に至っていないた	産者等に対する情報提供を行
	情報提供等	め、新規のロット解除を希	
			っ。 ②原木しいたけの露地栽培生産
	100	支援する必要がある。	再開者及び希望者に対して、
		また、生産再開後の安全	
		な原木確保に対する支援	け栽培管理基準に基づく技術
		も継続する必要がある。	支援を行う。
			③登米市と連携し、非破壊型検
		の対象となっているこし	査機を用いた検査の実施体制
		あぶらや野生きのこ類に	を整備し、品目毎に測定デー
		ついて、出荷制限解除に向	タを蓄積していく。
		けて、検体の確保や放射性	
		物質濃度の検査データの	
		蓄積を進める必要がある。	
. ,	取組支援及び	令和4年度をもって登	①認証材供給に係るロットの拡
スモデルの創出		米地域林業成長産業化地	大など、需要に適切に対応可
	5 回	域構想は期間満了となっ	能な安定供給体制を確立すべ
		たが、今後も認証材の利用	く宮城県と岩手県の森林認証
		拡大のため、さらなる認証	取得地域を結ぶネットワーク
		面積の確保のほか、他の森	である 5TreesNet の取組を支
		林認証取得地域との協力	援していく。
		により、認証材の安定供給	②試作・開発された認証材活用
•	·	L	

		体制の構築を進める事として がある。また、モチみとして の成果としての量に の成果としての量に の成果としての量に の成語が表する。 はいるので を進れたいるが、 を連れまれた。 はいるが、 はいるが、 にはないので を進れたいるが、 にはないので にはないので にはないので にはないので にないので	産化に向けた支援を継続する。 ③矢羽材や地元産の木材を活かした特色のある木工芸品等に
ホ 木質バイオマ ス利用による地 域循環の促進	指導等	登米市津山町の木質バイオマスボイラーについて、継続稼働に向け、燃料チップ生産の原料となる原木の安定供給を図る必要がある。	① 木質バイオマスボイラーの 安定稼働における課題について整理するとともに、より 効率的なエネルギー利用の 実現に向けてた支援を行う。

素材生産量 700 千 m3、林業(木材)算出額 56 億円、林業(特用林産)算出額 46 億円、木材・木製品出荷額 980 億円、木質バイオマス活用施設導入数 60 基、特用林産生産施設のGAP認証取得数 15 件、原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数 66 人

(2)森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮 【森づくり】

		· · · · · · · · · · · ·	
重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 主伐・再造林 の推進による森 林資源の再造成	20ha 一貫作業等によ る再造林 5ha	十分とはいえない状況に	①森林所有者等に対し、補助制度等の活用や現地に合った適切な苗木の選択・造林方法等を指導する。 ②伐採届出制度の運用を通じて、市町村や林業事業体等との連携を深める。 ③伐採~再造林の一貫作業による低コスト造林技術の普及定着を図る。 ④近年増加しているカラマツの植栽について、生育状況を把握し、確
	市町村森林整備 計画の策定・変 更支援 1回 森林経営計画策 定及び実行指導	地域の森林整備の推進 に向け、その基本方針となる市町村森林整備計画の 策定・変更を支援するとと もに、森林経営計画の更新 に際して、適切なタイミン	②市、森林組合等との連絡を密 にし、森林経営計画の策定・

また、森林環境譲与税を 財源とし、森林経営管理制度に基づいて市が実施する未整備森林等の整備や、地域の木材資源を活かした未材利用拡大への取組について、関係機関と連携した総合的な支援を実施する必要がある。 ハ 効果的な間伐 同伐実施面積 (民有林)		10回	グで精度の高い計画作成	えた計画的な実行を指導す
等の策定		本林奴党卦画	に向けた支援が必要であ	る。
また、森林環境議与税を 財源とし、森林経営管理制度に基づいて市が実施する意向前を を財源とした森林経営管理制度に基づく市町村事業への支援		7,000 110 1100 1100 1100 1100 1100 1100	る。	③森林管理が困難となった森林
森林環境護与税 を財源とした森		–	また、森林環境譲与税を	所有者等の森林整備の推進を
を財源とした森林経営管理制度に基づく市町大事業への支援			財源とし、森林経営管理制	図るため、森林環境譲与税を
本経営管理制度 に基づく市町村 事業への支援 1 0回 推進 1 0回 上			度に基づいて市が実施す	活用して市が実施する意向調
に基づく市町村事業への支援 5 件 に基づく市町村事業への支援 5 件 に本材利用拡大への取組 について、関係機関と連携した総合的な支援を実施する必要がある。 の発営委託等についても支援する。また、市の実情に関して、地元産の木材利用拡大や人材育成等への取組を支援する。 の発営委託等についても支援する。また、市の実情に関して、地元産の木材利用拡大や人材育成等への取組を支援する。 の森林経営計画に基づく計画的な関係の推進による森林組合等と指導する。 の表営委託等についても支援する。 の経営委託等についても支援する。また、市の実情に関して、地元産の木材利用拡大や人材育成等への取組を支援する。 の森林経営計画に基づく計画的な関係の整備とし、森林組合等を指導する。 ②市や森林組合等を指導する。②市や森林組合等を指導する。 ②市や森林組合等を指導する。 ②市や森林組合等を指導する。 の表営委託等について、市代表本、地の要権について、市代表本、を担い、のの表営を表現を対して、地元産の木材利用拡大や人材育成等への取組を支援する。 の本格経営計画に基づく計画的な関係の実施について、市代表本、は、の表述を指導する。 ②の本本科組合等を指導する。 の表営委託等について、市代表本、は、地の要権について、市代表本、を関係の事業の関切な活用による。 本とい虫及び、森林被害対策の表現である。 「他くい虫については、、りまりに、関係とい虫については、、方と、被害の徹底防除ができておらず、被害収束に至っていない。また、有用な広葉樹資源また、守るべき松林以外の食			る未整備森林等の整備や、	査や集積計画の策定、事業体
大総合的な支援を実施する必要がある。			地域の木材資源を活かし	への経営委託等についても支
た総合的な支援を実施する必要がある。			た木材利用拡大への取組	援する。また、市の実情に即
		5件	について、関係機関と連携	して、地元産の木材利用拡大
 7. 効果的な間伐の推進による森林の整備 (民有林) 523ha 6 大名 (民有林) 523ha 6 大名 (民有林) 6 大名 (民有林) 7 大名 (民有林) 8 大名 (民有林) 9 大森林経営計画に基づく計画的ないままし、森林組合等を指導する。 ② 市や森林組合等に対して補助事業毎の事業要件等については、事業の適切な活用による間伐推進について支援する。 3 効率的な間伐施業により安良的に木材を供給できる施業日地の設定等を支援する。 1 0回推進 2 松くい虫及び森林被害対策の推進 4 松くい虫被害については、市と連携し、優先的に防除対策を進める箇所を選定するとともないない。また、法等の徹底防除ができておらず、被害収束に至っていない。また、有用な広葉樹資源また、守るべき松林以外の復生方法等について指導する。また、守るべき松林以外の復生方法等について指導する。また、守るべき松林以外の復生方法等について指導する。また、守るべき松林以外の復生方法等について指導する。また、守るべき松林以外の復生方法等について指導する。また、守るべき松林以外の復生方法等について指導する。また、守るべき松林以外の復生方法等について指導する。また、守るべき松林以外の復生方法等について指導する。また、守るべき松林以外の復生方法等について指導する。また、守るべき松林以外の復生方法等について指述する。また、守るべき松林以外の復生方法等について指述する。また、守るべき松林以外の復生方法等について指述する。また、守るべき松林以外の復生方法等について指述する。また、守るべき松林以外の復生方法等について指述する。また、守るべき松林以外の復生方法等について指述する。また、守るべき松林以外の復生方法等について指述する。また、守るべき松林以外の復生方法を対し、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大			した総合的な支援を実施	や人材育成等への取組を支援
の推進による森林の整備 5 2 3 ha			する必要がある。	する。
株の整備 ち23ha を目標値とし、森林組合等 関係事業体と協力・連携し施業地を取りまとめるとともに効果的な路網整備を促し、低コスト化を図りながら実行面積を確保する必要がある。 ②効率的な間伐施業により安切ながら実行を強力を強力を対して、事業の適切な活用による間伐推進について支援する。 ③効率的な間伐施業により安切的に木材を供給できる施業団地の設定等を支援する。 「他くい虫被害については、市と通来林被害対策の推進 なくい虫被害については、市と通来など、被害の徹底防除ができておらず、被害収束に至っていない。また、有用な広葉樹資源 また、守るべき松林以外の復				①森林経営計画に基づく計画的
関係事業体と協力・連携し施業地を取りまとめるとともに効果的な路網整備を促し、低コスト化を図りながら実行面積を確保する必要がある。 二 松くい虫及び森林被害対策の推進 「防除指導 なくい虫被害について は、防除対象箇所の絞り込みと、被害の徹底防除ができておらず、被害収束に至っていない。また、有用な広葉樹資源 また、守るべき松林以外の簡				な間伐の実施について、市や
施業地を取りまとめるとともに効果的な路網整備を促し、低コスト化を図りながら実行面積を確保する必要がある。 二 松くい虫及び森林被害対策の推進 「防除指導 なくい虫被害についてない。 また、有用な広葉樹資源 また、守るべき松林以外の簡素 また、守るべき松林以外の簡素 また、守るべき松林以外の簡素 また、守るべき松林以外の簡素 かいまと、 では、 ないない。 また、有用な広葉樹資源 また、守るべき松林以外の簡素 かいまと は ないない。 また、有用な広葉樹資源 また、守るべき松林以外の簡素 かいまた、 でもできるが、 ないまについては、 おと は ないまに ないない。 また、 でもできると を ないない。 また、 でもできな林以外の簡素 かいまた ないない。 また、 でもできるが、 また、 でもできるが、 また、 でもできるが、 また、 でもできるが、 また、 でもできるが、 また、 でもできるが、 また、 でもできなが、 また、 でもできるが、 また、 でもできるが、 また、 でもできなが、 また、 でもできなが、 また、 でもできなが、 また、 でもできなが、 また、 でもできなが、 また、 でもできるが、 また、 でもできなが、 また、 でもでもできなが、 また、 でもできなが、 また、 でもできなが、 また、 でもできなが、 また、 でもでもできなが、 また、 でもできなが、 また、 でもできなが、 また、 でもできなが、 また、 でもできなが、 また、 でもできなが、 また、 でもでもできなが、 また、 でもできなが、 また、 でもでは、 また、 でもできなが、 また、 でもでは、 また、 でもできなが、 またが、 またが、 またが、 またが、 またが、 またが、 またが、 また	外の登加	523na		森林組合等を指導する。
集約化 2 団地				②市や森林組合等に対して補助
2団地 ながら実行面積を確保する必要がある。 二 松くい虫及び 森林被害対策の 推進 本ないまながら実行面積を確保する。 ③効率的な間伐施業により安定 的に木材を供給できる施業団 地の設定等を支援する。 【公い虫被害について は、防除対象箇所の絞り込 みと、被害の徹底防除がで きておらず、被害収束に至 っていない。 また、有用な広葉樹資源 また、守るべき松林以外の色				事業毎の事業要件等について
る必要がある。				周知し、事業の適切な活用に
る。 ③効率的な間伐施業により安定的に木材を供給できる施業団地の設定等を支援する。 = 松くい虫及び森林被害対策の推進		2 団地		よる間伐推進について支援す
おくい虫及び				る。
世の設定等を支援する。 二 松くい虫及び 防除指導				③効率的な間伐施業により安定
コ を				的に木材を供給できる施業団
森林被害対策の 推進 は、防除対象箇所の絞り込 携し、優先的に防除対策を進みと、被害の徹底防除がで める箇所を選定するととも さておらず、被害収束に至 に、駆除漏れを防ぐための発っていない。				地の設定等を支援する。
推進 みと、被害の徹底防除がで める箇所を選定するととも さておらず、被害収束に至 に、駆除漏れを防ぐための発 さた、有用な広葉樹資源 また、守るべき松林以外の色			松くい虫被害について	①松くい虫については、市と連
みと、被害の徹底防除がで める箇所を選定するととも きておらず、被害収束に至 に、駆除漏れを防ぐための系っていない。 注方法等について指導する。 また、有用な広葉樹資源 また、守るべき松林以外の色		10回	は、防除対象箇所の絞り込	携し、優先的に防除対策を進
っていない。 注方法等について指導する。 また、有用な広葉樹資源 また、守るべき松林以外の筐	1出)生		みと、被害の徹底防除がで	める箇所を選定するととも
また、有用な広葉樹資源また、守るべき松林以外の箟			きておらず、被害収束に至	に、駆除漏れを防ぐための発
			っていない。	注方法等について指導する。
であるコナラ林において 所は樹種転換を促進する。			また、有用な広葉樹資源	また、守るべき松林以外の箇
			であるコナラ林において	所は樹種転換を促進する。
ナラ枯れ被害が確認され ②ナラ枯れについては、巡視活			ナラ枯れ被害が確認され	②ナラ枯れについては、巡視活
ている。 動により被害の実態を把握			ている。	動により被害の実態を把握
				し、必要に応じ適切な方法で
において、ニホンジカによ 被害拡大を抑制するよう市やる			•	被害拡大を抑制するよう市や
つており、適切な被害防止				
対策が必要である。				
7 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1				単木防除資材の実証調査を継続し、効果的な被害防止対策
一				

参考【新ビジョン目標(令和9年度)】

間伐実施面積 5,600ha、植栽面積 400ha、松くい虫被害による枯損木量 10,000 ㎡、森林経営計画の認定率 60%

(3)森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成 【人づくり】

(3)林怀、怀呆:不作	1 性未ど又んる地	以や人材の自成 【人 フくり	1
重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
	森林施業プラン ナー受験者	現状と課題 大と課題 本者の減。 本者のる。 本者のる。 集を本権性のでは、ののののはは、ののののはは、ののののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のの	①集約化施業の推進に向けて、 地域林業を支える現場技能者 や統括的な管理者を確保・育 成するため、緑の雇用等を活 用した段階的な研修へい、集約 側きかけと支援を行い、集約 化施業担当者等には森林施業 プランナーの資格を促す ほか、有資格者に対し各種講 習会の受講を働きかけ、その 能力の向上を図る。
ロ 意欲ある森林 所有者(林家) 及び林業研究グ ループとの連携	推進 3回 林業グループ等 への活動支援 5回	るが、各々連携・協力する 体制が構築されていない ほか、指導実践の場が確保 されていない。また、林業 研究会が1団体存在する が、単発的な活動となで連携 いるため、地域の中で連携 ・協力できる体制整備が必 要である。	①森林経営計画に基づき模範的な森林経営を実践している指導を実践しての連携によると、では、本研グループ活動の充実を図る。 ②市・本業により、もり、の発生をである。 ③森林では、地域を関するが、大変のでは、大変ないないが、大変のでは、大変ないないが、大変のでは、大変ないいないが、大変のでは、ないないないが、ないないないないないが、ないないないが、ないないないないないが、ないないないない
	活動等の開催・ 支援 3回 NPOやCSR 活動等との連携	で実施している「市民参加 の森づくり」は、市着して の森づくり」は、市着して の森がより、森林づくり等に り組むNPOや企業等も 育成されつつあるため、 議 続的な開催に向けて する必要がある。	1 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

から事業体の育成強化も大きな課題となっている。

新規林業就業者数 100人、森林施業プランナー雇用林業事業体数 28事業体

3 普及指導関係施設等の現況

0 日及汨夺闲床心	_		ı			1
施設等	施設等		施設等	関係グル	施設等の	
		設置年日				備考
a h 11.			~ ## ##	→ <i>h</i>	4d III dis >□	HIN ~
の名称	の位置		の概要	- プ 名	利用状況	
施設						
☆ 火 木 ┼ 八 囯						
登米森林公園	登米市登	昭和 60 年	管理棟・	登米市	年間利用者	
生活環境保全林	米町大字		木製遊具	登米町森林組合	2,939 人	
百年の森	日根生上	平成元年	・コテー		(R5)	
		1 /2//	ジ・キャ		(Ito)	
森林セラピー基地	羽沢地内					
林州ピノし一基地		平成 20 年	ンプ場・			
		4月認定	散策道等			
展示林						列状間伐
			スギ			1伐3残
低コスト間伐	登米市登	平成 17 年	面積	宮城北部流域森		0. 7ha
モデル展示林	米町大字	2月	3. 0ha	林・林業林業活		2伐4残
1 / ル版小州	日根牛中	2月				
			林齢	性化センター		0.8ha
	山地内		41・42年			普通間伐
			(設定時)			1. 5ha
低っっし 生壮	登米市津		フゼ			9)/54 11
低コスト造林			スギ			コンテナ苗
モデル展示林	山町大字	平成22年	面積	宮城県農林種苗		0. 32ha
	殿田・細	6月	0. 56ha	農業協同組合		実生苗
	谷		(0. 28ha			0. 24ha
	地内					0. 2 ma
			×2箇所)			
	1					ı

令和6年度 林業普及指導区別計画書 気仙沼普及指導区

1 普及指導区の概況

(1) 位置

本指導区は、県の北東端の沿岸地域に位置し、三陸海岸特有のリアス式海岸を有する優れた自然景勝地として三陸復興国立公園及び県立自然公園気仙沼に指定されている。

気仙沼市、南三陸町の1市1町を所管し、総面積は49,584haで県総面積の約7%を占めている。

(2) 森林資源の現状

森林面積は36,235ha(県全体の約9%)で、総土地面積の73%を占め、その内民有林は30,263ha (森林面積の約84%) となっており、民有林の占める割合が高い。

民有林の人工林面積は 18,960ha で、人工林率が普及指導区全体で 63%と県平均の 53%を大きく上回り、公有林を中心に森林整備が進んだ地域である。

(3) 林業生産・経営の現状

人工林率が 63%と比較的森林整備が進んだ地域であるが、人工林のうち収穫可能な8齢級以上 (36 年生以上) の林分が9割以上に達しており、利用可能な資源が充実していることから、間伐を中心に計画的な木材生産の推進が必要な状況にある。

管内の森林組合は、気仙沼市・本吉町・南三陸の3組合があり、地域林業のけん引役として 期待されている。また、生産森林組合や部分林組合、愛林公益会等、大面積の森林を所有する団 体が多数存在している。

さらに、気仙沼市と南三陸町には林業グループが各 1 グループあり、特に南三陸町の林業グループ「南三陸山の会」のメンバーが中心となって設立した「南三陸森林管理協議会」では、平成 27 年 10 月にFSC森林管理認証(FM認証)を取得し、認証材を活用した南三陸町役場の新庁舎建設を行い、公共事業では全国初となるFSC全体プロジェクト認証を受けるなど、適切に管理された森林であるFSC材の活用事例のPRに努めている。

また、木材生産では、低コスト化と林業労働環境の改善を図るため、高性能林業機械の導入が進んでおり、ハーベスタやプロセッサ、フォワーダなど、森林組合をはじめ民間林業事業体において61台(R5年調査)が導入されている。

製材施設は、中小規模の製材所となっているが、地域材を主体に製材を行っており、FSCのCoC認証を取得している製材所もある。

気仙沼市では、平成28年から木質バイオマスによる熱電併給施設が本格稼働しており、各林業事業体及び自伐林家等による間伐材等未利用材1万㎡(8千t)/年の需要に対して安定的な供給体制支援が必要となっている。

特用林産物は、生しいたけが主体で、そのほとんどを占めている菌床しいたけの栽培施設の生産量は109トン(R5年調査)と震災前の約3倍まで増加し、安定した生産量で推移している。

他方、出荷制限指示が継続されている原木しいたけ(露地栽培)は4名の生産者が制限解除されたほか、気仙沼市において出荷自粛措置中の原木なめこについても5名の自粛が解除され、生産を再開している。さらに、気仙沼市のこごみとたらのめも出荷制限解除がなされ、出荷者登録や出荷前の放射能測定により、安全な生産体制づくりを推進している。

令和2年12月には野生きのこ(まつたけ含む)が出荷制限指示となったが、国の新たな考え 方として非破壊検査機導入等による一部解除(当時はまつたけのみ)が追加されたことにより、 市と連携の上、体制を整備し、令和3年9月に一部解除を受け、1,455kg(R5年調査)の出荷がされている。今後も特用林産物(まつたけの全面解除・野生きのこ類)の早期解除に向け、関係者と協力していく必要がある。

森林被害では、令和5年度に 1,085 ㎡の松くい虫被害が発生しており、気象条件や崖地など 駆除が困難な場所も多く、被害拡大していることから、沿岸部を中心に被害木の処理や樹幹注入 等により被害拡大防止を図るほか、関係機関と連携し、景観に配慮した防除や枯損木除去に取り 組んでいる。

2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

(1) 你未 " 小竹 庄 未	一 相切上水沙边	は「佐木フトリ」	
重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 県産木材の需要創出とシェア拡大	の建設 1棟 地域材利用推進 会議及び CLT 等 推進協議会等の 運営・支援	林資源の有効活用に向け、 供給拡大への対応、地域 大での対応、地域 大であることがより、 大であらけたな業界を で活用り、新たなる。 を関め必要がある。 を関め必要がある。 大で成し、地域 がは がは がは がは がは がは がは がは がは がは	等地域材を活用した公共建築 の施工を推進する。 ④各地域が連携した広葉樹の資 源活用に向けた取組を支援し
ロ 特用林産物の 生産性向上と 新たな販路や 需要の開拓	10回 経営等に関する 指導の対象者数 5人	災に伴う原発事故の影響 により菌床しいたけ生産 が中心となっている。ま	次産業化に向けた新商品開発 等の支援を行う。 ②ハタケシメジの新しい簡易施
ハ 特用林産物の振興	10回 食の安全安心に	出荷制限解除となった 原本なおに関係 原本ないの は が は が は を を を を を を を を を を を を を を を	①「気仙沼・南三陸地域きのこ ・山菜生産推進連絡会」等の 関係機関と連携し、出荷再開 生産者の支援を行うととも に、その他の作目の制限解除 等に向けた取組を支援する。

			る出荷が県の方針に基づき適
		,	切に行われるよう指導する。
ニ 新たなビジネ			①南三陸町の木質ペレット関連
スモデルの創出	指導等	ペレットを活用した取組	7 / 10 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 -
	10回		
		た、放置竹林が拡大してい	
		る状況にあり、たけのこを	けた取組を支援する。
		活用した取組を支援する	
		必要がある。	林認証地域が設立した
		さらに、近年、地元企業	「5TreesNet」が行うFSC認
		や森林組合等の林業事業	証材の需要拡大と安定的な供
		体により、広葉樹材や未利	
		用材を素材とした新たな	援する。
		森林資源の利活用に向け	
		た取組が展開されつつあ	を活用した特産品(メンマ)
		る。	づくりを支援する。
			④オフセット・クレジット、地
			域通貨での森林整備、ICT
			やUAVの活用によるスマー
			ト林業の推進など、地域の森
			林資源を活用した新たなビジ
			ネスに取り組む団体の活動を
ナーナ版 ジノナー	売如士極 エンタ	屋仏河去におけて土所	支援する。
ホ 木質バイオマ			①気仙沼市の熱電併給施設が安
ス利用による地域無常の促進		バイオマスガス化発電施 設が本格稼働したが、今	
域循環の促進	回 G	設め本格修働したが、気後、関係機関と連携し、燃	社に対し、補助制度の活用支 援や情報提供を行う。
			②各種支援制度により、木質バ
		材の安定供給に向けた具	②台種又援前及により、小員ハーイオマス関連施設への地域材
		体的な供給体制整備が必	の安定供給体制整備の支援を
		要となる。	行う。
		女になる。	③南三陸町に対してバイオマス
			証明の発行を働きかけ、南三
			陸町からの地域材についても
			熱電供給施設へ供給できるよ
			う体制整備を支援する。

素材生産量 700 千 m3、林業(木材)算出額 56 億円、林業(特用林産)算出額 46 億円、木材・木製品出荷額 980 億円、木質バイオマス活用施設導入数 60 基、特用林産生産施設のGAP認証取得数 15 件、原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数 66 人

(2)森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮 【森づくり】

	ĺ		
重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 主伐・再造林	植栽面積	林業の採算性悪化によ	①森林所有者及び民間事業体等
の推進による森	3 5 ha	り、再造林の可能な伐採跡	に対し、PRチラシなどによ
林資源の再造成		地においても造林未済地	り、補助制度等の情報提供や
		が見られる状況にある。	現地に合った適正な植栽方法
	一貫作業等によ	今後、造林未済地の増加	等を指導する。
	る再造林	に伴い、森林資源の持続的	②コンテナ苗を利用した低コ
	1 ha	な循環利用と公益的機能	スト造林や一貫作業など、苗
	1 箇所	の発揮に支障が懸念され	苗木生産者や林業事業体等と
		る。また、主伐再造林実施	意見交換を行い再造林の推進
		への普及が求められてい	を図る。
		るほか、一貫作業による再	③伐採届出及び伐採後の造林届

		生せるにっっし ルに白け	川別座とのいて、土町社然。
		造林や低コスト化に向け た技術開発や普及が必要	
			等適切な更新施業の実施を働
		である。	等適切な更利 他 来の 美 旭 を 側 き かける。
ロ 本井歩業の隹	古町壮木壮敢借	性結めで夕揺れ本牡敷	
	市町村森林整備計画の策定・変		①市町村森林整備計画の策定・
林経営計画の策	更支援	針となる市町村森林整備	変更について、市町を支援す
定及び森林経営		計画の策定・変更を支援す	る。 ②森林経営計画作成にあたって
管理制度の推進	2 回	計画の泉足・変更を又援 9 るとともに、森林経営計画	
官理制度の推進	森林経営計画策	の作成と計画に基づく森	実行性のある計画作成を指導 するとともに、計画に基づく
		林施業の実施が重要であ	するとともに、計画に基づく 施業実施について、関係者へ
	等 第	るが、小規模森林所有者が	
	5回	多く集約化が困難であり、	③気仙沼市における市有林・部
	J 凹	森林経営計画の作成が進	
	森林経営計画策	まない状況の中で、関係機	
	定等		④森林環境譲与税を活用し、森
	3件	けた個別支援が必要とな	林管理が困難になった森林の
	0	る。さらに、森林環境譲与	市町等への経営委託などを行
	森林環境讓与税	税を財源とし、森林経営管	う取組を検討するとともに、
		理制度に基づいて市町村	森林所有者への意向調査等の
	林経営管理制度	が実施する未整備森林等	活動を支援し、市町村の実情
	に基づく市町村		に即した森林整備への取組を
	事業への支援	った森林整備等への取組	継続支援する。
	10件	について、関係機関と連携	
	, ,	した総合的な支援を実施	
		する必要がある。	
ハの効果的な間伐	間伐実施面積	事業支援制度が利用間	①森林組合や民間事業体に間
の推進による森	(民有林)	伐を前提としていること	伐補助制度の一層の周知や
林の整備	6 7 0 ha	から、路網整備と一体とな	計画書作成等の支援を行う。
		った間伐の実施を推進す	②事業体に路網整備と一体とな
		るため、事業箇所の集約化	った間伐事業を推進するた
	間伐施業地の集	を図る必要がある。	め、現地指導を主体とした支
	約化		援を行う。
	3 団地		③市町・森林組合と連携し、森
			林所有者を対象とした説明会
			・座談会等の開催・支援によ
			り、間伐施業地集約化の必要
			性について理解を高める。
ニ 松くい虫及び	(大)令长道		①適切な防除事業の実施に向
森林被害対策の		て重要な松林において、気	け、会議や巡回指導を通して
推進	10日	象条件や崖地などの駆除	市町・森林組合及び地域住民
1年/匝		が困難な場所が多く、松く	と連携した防除方法の検討を
		い虫被害が増加している	行う。
			②NPO等と連携し、被害跡地
		防除の実施が喫緊の課題	
			③ニホンジカ・カモシカ等によ
		・カモシカ等による獣害も	る獣害については、市町、地
		増加傾向にある。	域住民及び森林整備班と連携
			し、被害の拡大防止に努める
			ほか、防除指導や防除に関す
			る補助制度の情報提供等を行
	会和 0年度)【		う。

間伐実施面積 5,600ha、植栽面積 400ha、松くい虫被害による枯損木量 10,000 ㎡、森林経営計画の認定率 60%

(3)森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成 【人づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 持続的成長を けん引する経営 体や担い手の育 成	1人 森林施業プラン ナー養成研修生 1人	林業の持続的経営や孫 算性向ためには、 高技術・知識を有する修名 者が必要であり、研修る 務を通して育成を のを る。また、森林 要がは、新規採用職員も 等ではとから、森林・ 大術の 関する 基礎知識・技術の習	施業プランナーの資格取得を 推進するほか、OJT等を通 じてプランナーの能力の向上 を図っていく。 ②森林組合等の事業体に対し、 地域の指導的な人材を育成す るため、各種研修等への参加
	1人 林業技術者及び 林業事業体等へ の指導・支援 5回	得を図る必要がある。	核となる人材には個別に参加の働きかけを行う。 ③事業体や自伐林家への巡回指導とともに、労働安全講習の実施やKY活動等の現地指導を通じ、林業の現場における労働災害の未然防止や労働環境の改善に努める。
ロ 意欲ある森林 所有者(林家) 及び林業研究グ ループとの連携	1人 林業グループ等 への活動支援	る情報を把握し、指導林家等と連携して中核となる 人材の発掘・育成を図ることが重要となるが、情報把握や林家等との連携が不	①地域の核となる指導林家を中心とした森林所有者等への巡回指導による情報収集や情報誌やホームページによる情報提供に努め、技術の支援と連携強化に努める。 ②自伐林家等における森林施業の推進に向けた各種支援
		など、新たな動きに対応した支援が必要となっている。	制度のPRや現地技術指導を行っていく。 ③南三陸森林管理協議会におけるFSCグループ(FM部会、COC部会)の活動を支援する。 ④NPO法人リアスの森応援隊による自伐林家支援等の活動への支援を行う。
ハ 森林教育及び 「木育」の推進	森林・林業体験・ 活動等の開催・ 1回 NPOやCSR 活動等との連携 3回	森林環境に関する授業 を実施する学校や森林整 備活動を行う会社等の取 組を支援する必要がある。 また、学校林のあり方につ いて検討が求められてい る。	①学校等の要請に基づき、環境 学習の支援を行うとともに、 必要な情報を提供する。 ②地域の森林ボランティアやN PO団体等が行う森林の多面
林業未来創造機 構における就業	カレッジ研修への参加支援	森林・林業における社会への貢献は、木材生産のほか、温暖化防止や気象災害の軽減等、その重要性は大きくなっている。 一方、森林・林業を支え	県教育事務所と連携を図り、 木育イベントのPRを図る。 令和2年に設立した「みやぎ 森林・林業未来創造機構」が行 う、経営強化・就業環境の向上 に向けた取組や、人材育成プロ グラムの作成・実施を検討する

の実施支援・ 修参加	研 伴い、担い手の育成確保が より困難な状況にある。 回 さらに、林業従事者の雇	育成プログラムへの事業体・林 業技能者・林業就労希望者等の 参加支援を行う。 各プログラム等、県が実施す る研修実施の講師等として人材
---------------	--	---

新規林業就業者数 100人、森林施業プランナー雇用林業事業体数 28事業体

3 普及指導関係施設等の現況

施 設 等 の 名 称	施設等の位置	設 置年月日	施設等の概要	関 係 グループ名	施設等の 利用状況	備考
展示林	気仙沼市 本吉町 狩猟地内	平成 17 年 12 月 8 日	スギ 2.12ha 林齢 36 年生 (設定時)	本吉町森林組合	_	列状間伐 (2 伐 2 残)
間伐モデル						
展示林						
低コスト造林						
技術試験地						

Ⅲ 普及 • 研修部

【普及·研修部】

第1 普及指導の概要

1 林業普及指導を取り巻く情勢と普及・研修部の役割

昭和20年代以降、県内各地において造成されてきたスギ人工林を主体とする森林資源の過半が、本格的な利用期を迎えている。多発する気象災害の軽減化に貢献する森林が有する公益的機能や、充実した木材資源の適切な活用による脱炭素化社会の達成への貢献への期待と相まって、適切な森林資源の管理と資源の有効活用による林業の成長産業化に向け、関係機関や事業体が連携した多様な取組が求められている。

林業の推進による社会課題解決への期待が高まる一方、木材需給構造の変化と木材価格低迷に伴う林業採算性の低下は、森林所有者の森林経営意欲の低下や林業従事者の減少を招き、間伐等の森林施業や伐採後の再造林等の適正な森林管理に支障を来している。

これらの課題解決を図るため、「都市(まち)の木造化推進法」に基づき、県産材の需要拡大に向けた原木供給から加工流通までの事業関係者の情報共有化による需給体制の整備、市町村等関係機関と連携した非住宅分野における県産材活用推進への取組、適切な間伐等森林整備の推進、中でも伐採・再造林の推進による資源循環利用システム整備を確立による森林整備の推進を図るため、集約化施業等の効率的な作業システムを実践する技術者の育成確保、ICT技術を活用したスマート林業の推進に向けた人材・事業体の育成支援を強化する必要がある。

他方、福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質の汚染による特用林産物生産への影響は 根強く、個々の生産者における出荷制限解除や県産原木しいたけやたけのこを中心とする県産特用 林産物の生産振興に向け、地域の実態や、生産者個々の要望に対応した多様な支援の継続が必要と なる。

さらに、新型コロナウイルスの影響による社会構造の変化よる従来型の普及手法から、デジタルツールを活用した新しい視点での普及指導事業の推進策について検討していく必要がある。

一方、「森林環境譲与税」を財源とし、森林経営管理制度に基づいて市町村が実施している未整備森林の整備促進等への取組に対し、市町村の実情に即し、税を財源とする適切な事業の実行を支援することが求められている。

このように、各地域における、各市町村、森林所有者から林業・木材関係事業体までの幅広いニーズや先進的な取組に対する支援を、効率的かつ効果的に実施し県が掲げる政策目標を達成していくために、林業普及指導員は、試験研究機関や関連機関等と密接に連携し、最新の技術・情報、研究成果等を十分に踏まえた実証・指導・協力等の普及指導活動を展開なければならない。

加えて、林業技術総合センターが事務局となる「みやぎ森林・林業未来創造機構」の運営や、「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」で実施する研修の各講座における実施内容の充実に向け、外部講師等との講義内容の調整や、センター職員をはじめとする県職員が講座の講師となるなど、センターの研修運営能力の向上も併せて検討していくとともに、ホームページのほか、動画やインスタグラム等による、「機構」・「カレッジ」の活動内容の紹介、カレッジ研修の講座内容の紹介、会員等の情報交換の場の提供等、PR活動も積極的に実施していく必要がある。

普及・研修部は、これら林業施策上の課題解決に加え、森林環境譲与税及び森林経営管理制度に基づき市町村が森林所有者の意向を踏まえながら地域の実情に即し実施する、森林整備・保全から担い手となる人材の育成確保及び地域材を有効活用した施設整備等の多様な取組の推進により、宮城県の森林・林業・木材の持続的な発展に向け、以下の活動テーマに積極的に取り組んでいくこととする。

- ①研究成果や技術の普及を通じた産業振興
- ②林業担い手等人材の育成・確保
- ③普及指導員の資質向上
- ④林業の成長産業化と震災復興と発展に向けた対応

2 活動テーマに関する主な取組等の状況

(1) 研究成果や技術の普及を通じた産業振興

森林所有者や生産現場等からの技術的要請や相談等に対し、センター研究部門や行政部門と連携 した普及活動により、的確な技術・知見等を収集し、適切な指導・コーディネイト及び情報発信を 行っている。

また、センターの試験研究評価制度や課題選定に際して普及指導する立場から意見を反映させることで、今求められている研究ニーズ・シーズの検討や課題の検証を行っている。他方、ICT機器によるデジタルデータの活用による効率的な森林調査や情報共有化への対応が求められることか

ら、関係者と連携し、ICT技術の導入に向けた研修やデジタルリテラシー向上に向けた研修等の 実施を支援した。

(2) 林業担い手等人材の育成・確保

施業の集約化等を先導する人材を育成するための研修を実施してきたほか、県林業労働力確保支援センターが行う緑の雇用事業等の実施支援を通じて新規就業者の育成・確保や現場作業者の技術向上を進めている。また、単位林研のインターンシップ事業を通じた組織の活性化など、地域の中核的な森林所有者組織である林業グループの活動等を支援している。

さらに、人材の確保・育成に向けた就業環境の改善等を含む総合的な課題解決を図るため、「みやぎ森林・林業未来創造機構」の事業運営、機構会員事業体や職員を対象に、「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」における各種研修の企画運営やオープンカレッジ等を開催した。

(3) 普及指導員の資質向上

高度で幅広い技術、知識及び経験に基づく総合的な視点に立った普及指導活動を効率的かつ効果的に行えるよう、総合研修、新任者研修、専門別研修等の各種研修を行っているほか、業務内容等に応じて国が実施する職員研修に各指導区から職員を派遣している。

また、林業普及指導員資格取得(一般区分・地域総合区分)を目指した育成研修を強化するとと もに、市町村支援(地域林業振興と地域森林の管理)等の森林総合監理士としての高度な支援活動 に必要な技術・知識の習得に向け、国が行う技術者実践研修等に職員を派遣している。

(4) 林業の成長産業化と震災復興と発展に向けた対応

持続的な林業経営と森林の整備・保全に向け、コンテナ苗の特性を活かし、地域や立地条件に応じた伐採から再造林までの一貫作業システムの普及に向けた指導や、林業成長産業化地域構想に基づいた多様な取組の支援を行うとともに、森林環境譲与税と森林経営管理制度に基づく市町村への支援を行うとともに、デジタルデータを活用した林業・木材産業分野のDX推進に向けた県内事業体等の取組支援を行った。

また、特用林産物の放射性物質対策として、出荷制限及び自粛の対象となっている原木しいたけやたけのこ・山菜類の出荷制限解除に向けた取組や風評被害の払拭への取組支援を行った。 さらに、県内産原木の活用に向けた原木林調査や試験栽培等の取組を行うとともに、直売所での販売を念頭に置いた新たな特用林産物の栽培に向けた現地検討を行った。

第2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

森林所所有者(林家)、森林組合等の森林資源育成管理施業を担う川上の客体や生産された木材 材資源等の有効活用を担う川中・川下の客体、さらには一般県民まで、幅広い客体と、年々高度化 ・多様化するニーズへの対応が求められる中、各指導区における普及指導職員の減少や普及活動関 係予算の縮減に加え、行政事務の煩雑化など、本来の普及指導事業が担っている活動への制約が大 きくなっている。

他方、森林環境譲与税と森林経営管理制度に基づいた市町村による未整備森林整備等の具体的な 実施事業等への支援も普及事業の重点事項となる。

加えて、林業分野においても、デジタル技術を活用したDXの推進が求められてくる。

このような状況下、林業普及指導における各重点項目の円滑な実施に向け、中核となる組織・人材等からの要望に対応し、行政や研究機関等との広域的な連携に基づき、課題解決に直結した支援を行うとともに、各指導区からの情報収集に基づいた個別支援も併せて実施していく。

また、森林整備の中核的な人材育成や新規就労者を対象とした研修や森林環境教育・木育等の一般県民を対象した体験学習についても、普及指導員が直接指導・支援する内容のほか、事業体関係者による現場指導や指導林家・林業研究グループ等関係団体と協働・連携した指導・支援を行っていく。

「みやぎ森林・林業未来創造機構」における就業環境の向上や事業体の経営基盤強化に向けた研修等の運営管理を行い、実施内容の充実と効率的な運営を行うとともに、「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」における人材育成等研修事業や講演会の実施と併せ、デジタルツールを活用しながら、研修成果等の効果的なPRを行っていく。

さらに、森林法に規定されている、森林計画制度や普及指導事業における森林総合監理士及び林業普及指導員の活動、①構想の作成、②合意形成、③構想の実現、の各取組や森林環境譲与税と森林経営管理制度に基づく市町村への支援・指導への対応に向け、林業普及指導員資格取得の支援、普及指導員における専門的な指導スキルアップに向け、国主催の研修への普及指導員等の積極的な派遣、県主催の専門別研修内容の拡大のほか、関係機関と連携したスマート林業の推進に向けた研修の実施などの普及指導員の資質向上を図るとともに、国有林関係者との積極的な意見交換等、関係構築に向けた取組を行っていく。

普及指導の重点項目毎の活動計画

重点事項	目標	現状と課題等	普及指導活動の内容
1 実施計画の 進捗管理	四半期ごとの会 議開催 4回	標を発展的に達成し、普及 指導事業として設定した	れる7月、10月、1月及び3月 に林業普及指導推進会議を開催 し、指導区及び県全体の進捗状 況を確認・把握するとともに、 重点的かつ効果的な普及活動を
2 各指導区へ の指導・助言及び 情報提供等	指導回数 14 回 行政への提言 随時	県的に底上げするため、各 指導区との連絡調整、情報 交換を密にして効率・効果 的な普及指導が実施でき るよう支援する必要があ る。 行政施策を効果的・機動	巡回指導や普及推進会議等で 抽出された課題の中で、一貫作 業や森林病虫獣害など、行政施 策との関連が強いものについて

	ı		
重点事項	目標	現状と課題等	普及指導活動の内容
3 普及指導員 の資質向上	普及指導員の確 保と資質向上	普及現場において実践 的な対応が可能な知識や 技術を身につけるとと に、森林計画制度の実行監 理など市町村支援の場場 において、構想の策定や実 現に必要な活動や、合意形 成を図る能力が求められ ている。	計画」のとおり。 なお、個人の研修履歴や経験 を踏まえつつ、総合的かつ幅広い知識・技術を体系的・段階的 な修得を勘案しながら、森林総 合監理士及び林業普及指導員の
4 研究成果等 の現地適応化 及 び普及手引 書等 の作成・ 協力	コンテナ苗によ	業システムを推進する上で必要な、壊れにくい森林作業道の理解や普及が進んでいない。 伐採・造林一貫作業による再造林の推進を図るため、県内事業体における導	手引き書に基づいた作業道開設を、各種研修会やモデル団地での取組等を通じて、事業体の指導者や経営者に対して普及啓発する。 各種研修や巡回指導等のほか、一貫作業システム導入施業地における現地検討会の実施により、事業体の現場技術者や市

推 材 普 を	マート林業の 生進に向けた森 林調査ツールの き及と森林情報 と活用する人材	必要がある。 森林・林業事 ける森林資源	手業現場にお 情報の把認 況の で は い い の い の も と い の と 、 の も と 、 の き さ り の 、 の き う と う の も う と う の も る る る る る る る る る る る る る る る る る 。 る る る る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 と 。 と	ーカーとも連携しながら、調査
	林獣害対策の普及	の生息分布の 密度の増加に。	拡大と生息 より、森林資 体となった	パンフレットや冊子を活用した説明会や研修会の開催を通じ、市町村や事業体に対する普及啓発に努める。

重点事項	目標	現状と課題等	普及指導活動の内容
5 林業の担い手の確保・育成	各種研修会の開 催及び開催支援 林業研究会連絡 協議会及び各林 業研究の支援	する事業体に対し、林業技能者の育成研修の開催・支援の効果的な実施に向けた関係機関との連携が不可欠である。	参考(各種研修)のとおり 県林研連事務局業務及び「単位 林研支援事業」、「高校生等に 対する林業経営・就業体験事業」 等の活動支援を行う。
	の運営支援と及 びみやぎ森林・ 林業未来創造カ レッジ研修にお	連携強化について支援を 継続する必要がある。	東北・北海道ブロック林業グループコンクールの開催準備及び開催支援を行う。 機構幹事会に設置した部会を通じ、オープンカレッジにおける各種プロジェクトの実現に向

		題解決、持続的な事業展開に向けた新規需要創出等、産業としての森林・林業の確立に向け、関係事業体による総合的な対策を検討する必要がある。	術者養成に向けた実践研修等多様な研修を主催するとともに、一般県民が林業を体験できるよう、県内NPO等の協力事業体と連携した体験型研修の実施についても併せて検討していく。
(6) 地域課題への 取組	県産きのこ原 木の利用再開に 向けた調査への 支援	放射性物質の影響により、原木しいたけをはじめとする原木栽培きのこの原木は県外産でとなっており、安定的に生産資材を確保していくためには、県内産原木の利用の可能性についての検討が急務である	
	森に(ンシ向支デる育林おジフンたとタ材がタォ)取デをのがあるかー推組ジ活確保知が、またのではでは、またのでは、またのではでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、また	ート林業の検討が本格化 する中、新型コロナウイル	林業・木材産業におって、 はなして、といってと連がである。 大きと、このでは、 はないて、といっでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 にいいののでは、 はないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで

別 紙 研修及びシンポジウム計画

研修・シンポジウムの名称	目	的	等	対	象	者	人員	備考	÷
1 県が実施する研修 (1) 全体研修 〈5 月、10 月〉	地域課題の把 得・検討等	握や新技術	・知識の取	林業普 等	及指	導員	20 人	2日	
(2) 新任者研修 〈5 月、12 月	普及活動に必 の習得	要な知識及	び心構え	新任材 導員	*業		4人	2日2日	
(3) 専門別研修(機械) <8、12月>	チェーンソー・刈払村に関する技術			林業普(安全衛生			7人	1 日	
(4) 専門別研修(保護) 〈7月〉	森林病害虫及 る技術・知識				"		7人	2 日	
(5) 専門別研修(木材) 〈5月、6月、12月)	木材加工流通 得と現地検討		な知識の習		"		7人	0.11	
(6) 専門別研修(特産) 〈5月、9月〉	特用林産物生 の習得及び情		技術・知識		"		7人	3日	
(7) 林業普及指導員 (林業一般区分) 育成研修 〈6月〉	林業普及活動 的技術・知識		必要な基本	普及指 取得を			4人	2日	
(8) 林業普及指導員 (地域森林総合監理 区分) 育成研修 〈6月〉	森林総合監理構想の作成・第の取得			普及指 取得を			6人	2日	
(9) 派遣研修 〈10月~〉	民間事業体でする実践的な			林業普等	及指	導員	2人	3日4日	
(10) 森林経営管理制度市 町村事業推進	森林環境譲与 による未整備 援に向けた協 よる指導区毎	育森林整備 協議と情報	等の実施支 の共有化に	7	"		7人	- 1 ,	
(11) 林業普及活動成果 発表会 〈11月〉		取組方法や	·効果的活	JJ			35 人	1日	
(12) 安全衛生研修 (刈払機) <9月>	刈払機取扱作 生教育に関す			安全衛 修のあ			5人	1日3日3日	
(13) 安全衛生研修 (チェーンソー) <10月、11月、12月>	伐木等の業務 育に関する技				s 5生集 をのね	寺別教 木業普	5人	ЭΠ	

研修・シンポジウムの名称	目	的	等	対	象	者	人員	備	考
2 国等が実施する研修 (1) 各 種 専 門 研 修 〈選択・随時〉 (2) 森林計画 〈8月〉 (3) チェーンソー伐木造	術・知識(林業普 等 <i>"</i>	辛 及排	 道	3人1人	20 5	, .
	伐木造材等	等技術の指導	算者の育成	"			1人	5	日
		材伐出機械	等の技術者の	IJ			1人	7	日
(6) 森林総合監理士育成 研修 〈6月、9月〉		への指導を 沐総合監理=	的確に行える	"			1人	9	目
(7) 森林総合監理士実践 研修 〈10月〉	森林総合		地域課題を解	IJ			1人	3	目
(8) シンポジウム ア 東北・北海道ブロ ックシンポジウム <9月>		たな課題に 狙(青森県)	対応した普及	IJ			2人	2	Ħ
イ 全国シンポジウム 〈11 月〉		IJ	(東京都)	<i>11</i>			4人	1	日
ウ 林業機械化推進シ ンポジウム 〈2月〉			システム等に (東京都)	IJ			2人	1	Ħ

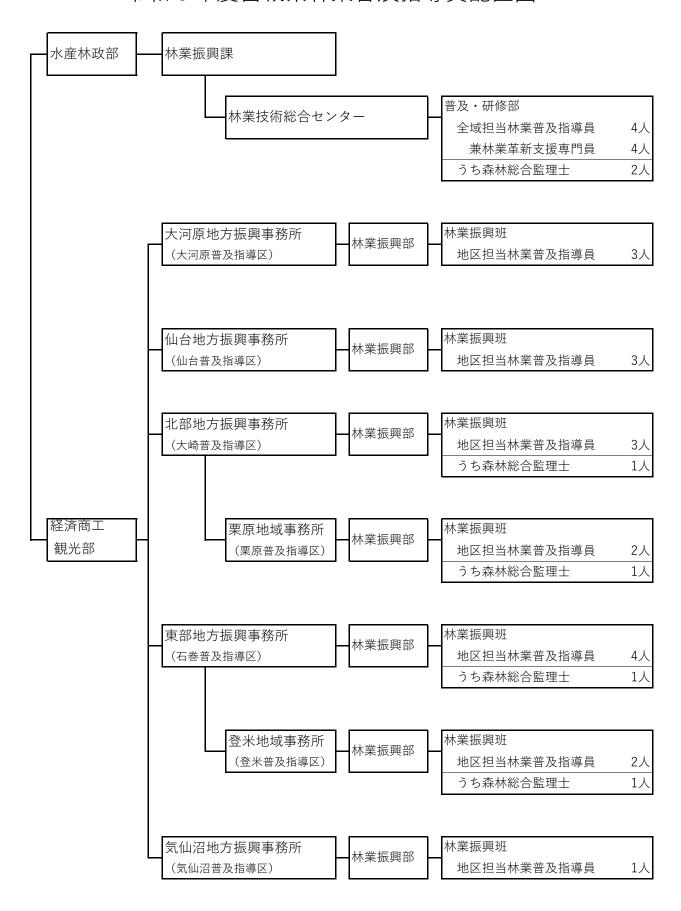
参考(各種研修)

<u>参考(各種饼修)</u>									
研修の名称	目	的	等	対	象	者	人員	備	考
1 林業技能者等育成研修実施要領に基づく研修 (1)森林施業プランナー 養成研修 〈5月〉	型集約化	施業の実践	Eに必要な提案 表力を身につけ Sの職員を育成	ンナ	ーを	目指	5人	2	日
2 宮城県林業技術総合 センター林業研修実施 要綱に基づく研修									
(1) 林業教室 (5月,6月,7月,9月)			学事するために 術の習得	林業領	後継者	音等	10 人	10	日
(2) 市町村等担当職員 研修 <4月>	林業情勢	と基礎的知	識の習得	市町を林組合			10 人	1	日
2 みやぎ森林・林業未来 創造機構の運営支援及び みやぎ森林・林業未来創 造カレッジにおける研修 実施支援	みやぎ森 ジの事務	林・林業未 局として、	来創造カレッ 機構運営並び						
(1)機構 総会 〈5月〉 幹事会 経営部会 研修部会 監査役会				機構会機構	会員 構役員			1 2 2 2 1	口口口口
(2)カレッジ入講式 記念講演会 〈5月〉	-	研修生入講	式	会員に	まか		100人	1	日
		、機構が取	なび一般市民等 なり組む事業内		者及		100人	2	日
(4) スタートアップ研修 〈4 月〉	新卒者等		竹の就業に必要	事業体	本職員	員等	10 人	4	日
(5) 高性能林業機械実技指 導養成研修 〈7月、9月〉		業機械作業 指導者の養		事業体	本職員		2 人	2	日
(6) 高性能林業機械作業技 術者養成研修 〈9月、10月〉	県内事業権材ペレヤ			事業体	本職員		5人	6日	間
(7) 事業管理者基礎研修 〈4月、5月〉			の実務に関す	事業体	本職員		5 人	2	日

(8) 森林経営管理技術者養成研修	森林整備・森林経営・各種林業行 政制度等、事業体の経営管理を担		5名	50 日
	う人材の育成を目的とした総合研修	未俗娰貝守		2年制
(9)森林ビジネス支援			各	各
①広葉樹ビジネス講座	 広葉樹資源の活用による新たなビ	市町村・森林・		10 目
Ⅰ・Ⅱ 〈5月~12月〉		林業事業体職	10 / (ТОН
①-2 広葉樹ビジネス実践		員等	3 人	3 目
〈5月~12月〉			, -	·
	再造林の推進と下刈等保育作業の		10 人	10 日
〈5月~11月〉	合理化に向けた事業体育成、強化			
(10)先進課題解決				
<6月~12月>			各	各
①スマート林業の推進	ドローン等UAV、GNSSによ		5 人	2 目
森林調査	る人工衛星データ活用、地上レー			
UAV 初級	ザーによる森林調査技術やデータ			
実践	活用手法の受講生のレベルに応じ			
事業活用	た習得			
GNSS 初級				
実践				
事業活用				
レーザー 初級				
実践				
事業活用			₽.	Æ.
② スマート林業の推進 ##D V 知知	ニジカルニ カの浜田にトス井米		各	各
林業DX 初級 実践	デジタルデータの活用による林業 分野のDX推進の基礎から事業活		5 人	3 日
事業活用	用手法の実践			
学 未伯用	一十仏の天成			
(11)県内高校等と連携した	 県内高校等と連携した若年層向け	具 内高校生笔	希望者	
	の林業カリキュラムの提供	外门间仅工分	加土市	
WENT REPORT				
(12)カレッジ研修のPR	 デジタルツールを活用しカレッジ			
随時	研修の実施状況等を会員並びに一			
	般向けのPR活動を行う。			
3 その他依頼研修など	林業への就業希望者等に対する林	林業就業希望		
(1) 新規就業者育成研修	業に関する基礎知識及び基礎技術	者		2 日
〈6月~11月〉	習得への支援			
(2) 山仕事ガイダンス	林業への就業を考える者に対する		_	1 目
〈2 月〉	森林・林業の紹介			
(3) 林業技術講習会	林業研究グループに最新の林業技		_	1 目
		ープ会員		
	森林施業における現場技能者を育	林業技術者	_	8 目
ワーカー等研修	成する。(1年3回、2年2回、3			
〈7月~9月〉	, , , , ,			
	災害に強く効率的な作業システム		_	4 日
	の導入可能な森林作業道の設計・	場指導者		
〈9月~11月〉	開設・提案・実施ができる現場指			
	導者を育成する。			

Ⅲ 参 考 資 料

令和6年度宮城県林業普及指導員配置図



1 宮城県指導林家・青年林業士名簿

認定年度	事務所	氏 名	部門
昭和53年度	東部	遠藤運二	経営造林
昭和55年度	大河原	佐 藤 正 友	経営造林
	栗原	門 傳 仁	経営造林
平成13年度	登米	髙橋龍一	椎茸栽培
	気仙沼	山内孝樹	経営造林
平成27年度	気仙沼	髙橋浩幸	青年林業士(椎茸栽培)
	気仙沼	佐 藤 久一郎	経営造林
平成28年度	気仙沼	髙橋長晴	経営造林
	気仙沼	佐藤太一	青年林業士(経営造林)
	仙台	熊谷幸夫	椎茸栽培
平成29年度	登米	芳 賀 裕	椎茸栽培
令和2年度	登米	佐々木 卓 蔵	経営造林

2 宮城県林業普及指導協力員

登録番号	登録年度		氏	名		住 所	専門分野	備考
2	7	高	橋	康	治	柴田郡川崎町	経営造林	元青年林業士
3	7	大	沼	毅	彦	柴田郡柴田町	経営造林	元青年林業士
4	7	齌	藤	勝	広	白石市	椎茸栽培	元青年林業士
5	7	目	黒	啓	次	伊具郡丸森町	経営造林	
7	7	佐	藤	正	友	角田市	経営造林	指導林家
12	7	遠	藤	輝	男	仙台市宮城野区	森林保護	樹木医
16	7	熊	谷	幸	夫	仙台市泉区	経営造林	指導林家
17	7	西	塚	忠	元	黒川郡大郷町	経営造林	元青年林業士
18	7	結	城		淳	仙台市青葉区	経営造林	元青年林業士
19	7	結	城	_	吉	仙台市青葉区	経営造林	元青年林業士
20	7	佐	藤	末	吉	仙台市泉区	特用林産	林業技士
21	7	大	友	良	三	大崎市古川	自然観察	森林インストラクター
24	7	今	野	重	幸	加美郡加美町	経営造林	ク゛ルーフ゜リータ゛ー
25	7	板	垣	幸	寿	大崎市鳴子温泉	経営造林	元青年林業士
26	7	中	島	源	陽	大崎市岩出山	経営造林	元青年林業士
27	7	小	松	孝	<u></u>	色麻町	経営造林	元青年林業士

登録番号	登録年度	氏	名	住 所	専門分野	備 考
28	7	佐々木	治樹	大崎市古川	経営造林	ク゛ルーフ゜リータ゛ー
29	7	大 場	雅之	大崎市鳴子温泉	経営造林	ク゛ルーフ゜リータ゛ー
32	7	門傳	仁	栗原市一迫	経営造林	指導林家
37	7	米 倉	宏	気仙沼市本吉町	椎茸栽培	元青年林業士
38	7	高 橋	平 克	登米市津山町	木材加工	元青年林業士
39	7	芳 賀	良一	登米市東和町	経営造林	ク゛ルーフ゜リータ゛ー
40	7	千 葉	利 彦	登米市東和町	椎茸栽培	元青年林業士
41	7	阿部	勇 一	登米市津山町	経営造林	元指導林家
44	7	遠藤	運 二	女川町	経営造林	指導林家
45	12	松崎	良 太	仙台市青葉区	県森林インストラクター	
46	12	横田	清二	黒川郡大和町	県森林インストラクター	
48	12	針 生	承 一	仙台市青葉区	建築設計	建築士
49	12	遊佐	文 博	大崎市鳴子温泉	自然観察野外活動	県森林インストラクター
50	12	山崎	聡	仙台市宮城野区	特用林産市場動向	
51	13	南城	喜与樹	岩沼市志賀	木炭生産	ク゛ルーフ゜リータ゛ー
52	13	阿部	忠太郎	宮城郡松島町	木炭生産	竹林経営
53	13	石 垣	保 美	黒川郡大和町	木炭生産	森林組合職員
54	14	後藤	哲 生	宮城郡利府町	自然観察	森林インストラクター
56	14	佐 藤	資 之	仙台市若林区	特用林産	きのこアト゛ハ゛イサ゛ー
57	14	亀 井	智 弘	石巻市	特用林産	卸売市場
58	14	山内	孝樹	本吉郡南三陸町	経営造林	指導林家
60	14	千 葉	連 悦	加美郡加美町	椎茸栽培	ク゛ルーフ゜リータ゛ー
61	15	佐 藤	久一郎	本吉郡南三陸町	経営造林	指導林家
63	15	渋 谷	尚	仙台市太白区	林産	一級建築士
64	15	髙橋	龍 一	登米市迫町	椎茸栽培	指導林家
65	16	大 内	伸 之	石巻市北上町	林業経営	森林組合職員
66	16	芳 賀	裕	登米市東和町	椎茸栽培	生産者
67	16	勅使瓦	幸一	刈田郡蔵王町	椎茸栽培	生産者
69	16	吉川	正喜	黒川郡大和町	林業経営	森林組合職員

登録番号	登録年度	氏		,	住所	専門分野	備考
70	16	坂	*	充	仙台市泉区	林産	一級建築士
72	17	遊	左	茂	大崎市鳴子温泉	林産	素材生産
73	17	加 扉	泰 英	夫	仙台市泉区	椎茸栽培	生産者
74	17	上 郹	野 正	宏	黒川郡大郷町	林産	素材生産
75	17	佐々え	卞 勝	義	宮城郡松島町	林産	素材生産
76	17	早り	反 輝	夫	黒川郡大衡村	林産	素材生産
77	17	小	野 善	弘	仙台市宮城野区	林産	素材生産
78	18	佐 崩	泰 千	昭	栗原市花山	林業経営	元指導林家
79	21	佐々え	大 好	博	登米市津山町	林業経営	ク゛ルーフ゜リータ゛ー
80	21	安音	FIS .	拓	仙台市青葉区	林産	
81	24	米	睪秀	行	岩手県盛岡市	椎茸栽培	きのこセンター主任技師
82	25	加	泰	涉	仙台市太白区	林業経営	森林組合職員
83	25	佐 崩	泰 昭	夫	仙台市太白区	椎茸栽培	生産者
84	25	宮	睪 光	夫	黒川郡大和町	椎茸栽培	生産者
85	25	文	量 裕	男	黒川郡大衡村	椎茸栽培	生産者
86	25	文	量 正	喜	黒川郡大衡村	椎茸栽培	生産者
87	26	杉口	山 秀	行	仙台市泉区	林産	森林施業フ。ランナー
88	27	佐々え	卞 卓	蔵	登米市津山町	林産	
89	27	熊	子 孝	太郎	仙台市泉区	林産	森林組合職員
90	28	早り	豆 誠	吉	黒川郡大和町	椎茸栽培	生産者
92	29	髙棉	喬 浩	幸	本吉郡南三陸町	椎茸栽培	青年林業士
93	29	髙棉	喬 長	晴	本吉郡南三陸町	林業経営	指導林家
94	29	佐 菔	泰 太	_	仙台市宮城野区	林業経営	青年林業士
95	29	阿音	18 伸	祐	仙台市若林区	林産	森林組合職員
96	30	野木	寸	治	登米市登米町	林産	森林施業フ。ランナー
97	30	佐 菔	· 勇	也	加美郡加美町	林産	森林施業フ。ランナー
98	30	遠が	秦 孝	行	石巻市	林産	森林施業フ。ランナー
99	2	中 釒	直	邦	大崎市鳴子温泉	林産·森林作業道	林業技士
100	3	笠 原	京 定	弘	柴田郡川崎町	林産	森林組合職員

登録番号	登録年度	氏	名		住 所	専門分野	備考
101	5	関	恭	平	多賀城市浮島	新ビジネス (苔)	苔栽培管理者
102	5	鎌田	1	侑	仙台市泉区	新ビジネス (苔)	苔栽培管理者
103	5	髙橇	勇 勇	記	栗原市一迫	新ビジネス (苔)	林研ク゛ルーフ゜リータ゛ー
104	5	中(例	€ 友	紀	栗原市花山	新ビジネス (苔)	生産者

3 宮城県林業研究グループの現況

市町村等	グループ名	代 表 者 名	会 員 数
仙南地区一円	仙南フォレストクラブ	大 宮 信 雄	6
仙台市泉区	泉林業研究会	浅 野 隆 雄	1 3
仙台市青葉区	大倉林業研究会	結 城 一 吉	8
富谷市	NPO法人SCR	村 上 幸 枝	3 8
松島町	松島町林業経営研究会	佐々木 勝 義	9
大崎市岩出山	岩出山林業研究会	宍 戸 紀 之	18
大崎市鳴子	鳴子林業研究会連絡協議会	大場雅之	4 0
加美郡	加美郡林業研究会	今 野 重 幸	1 6
栗原市一迫	一迫林業研究会	髙橋勇記	1 1
登米市津山	津山町林業研究会	佐々木 好 博	1 5
気仙沼市	気仙沼市林業研究会	村上俊一	1 2
南三陸町	南三陸山の会	小野寺 邦 夫	17
	計		203

(宮城県林業研究会連絡協議会加入:12グループ)

林業普及指導実施方針

令和3年4月改正

第1 趣旨

本県の林業普及指導事業は、これまで半世紀以上に亘る森林所有者等に対する技術・知識の普及 と森林施業に関する指導等を通じ、林業技術の改善、経営の合理化、森林の整備等を促進し、地域 の林業振興に極めて重要な役割を果たしてきた。

これらの取組の結果,本県の森林資源は人工林の多くが保育・間伐の時代を経て本格的な利用段階を迎えており,"木を使い・植え・育てる"という循環の仕組みを定着させていくことが求められている。

このような動きを本格的なものとし、一層の森林整備と林業の成長産業化を図っていくためには、 林業普及指導員による高度な経営指導・技術支援が不可欠であり、国では森林・林業政策の指針で ある「森林・林業基本計画」の改定(平成28年5月)や、森林法の一部改正(同年5月)により、 新たな木材需要の創出と、主伐と再造林対策の強化や面的なまとまりをもった森林経営の促進等に よる国産材の安定供給に向けて、林業普及指導事業の充実・強化等を図っている。

一方, 県では東日本大震災以降, 本県の森林, 林業・木材産業の復旧と再生に向けた取組を最優 先で進めており, その結果, 創造的復興の進展とともに, 震災前にはなかった新たな取組が各地で 現れている。

また、「森林経営管理制度」(平成31年4月)に基づく取組が、市町村において着実に進んできたほか、林業の担い手対策の強化に向け設立された「みやぎ森林・林業未来創造機構」(令和2年12月)の下で、今年度には、「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」等の取組が開始されることとなっている。

このような状況を踏まえ、本県の林業普及指導事業は、「森林・林業基本計画」や「森林経営管理制度」をはじめとする国の政策とも呼応しながら、みやぎ森と緑の県民条例基本計画の目標達成に向け、より積極的に活動を展開していくこととしており、その活動の基本的事項を定める林業普及指導実施方針を改正することとする。

第2 普及指導活動の課題

これまで林業普及指導事業は、個々の森林所有者への指導・助言や森林組合等林業事業体に対する技術支援を行うとともに、市町村の求めに応じて市町村森林整備計画の達成に必要な技術的援助等の協力のほか、幅広い関係者のコーディネートを図りながら、地域の実情に応じた森林整備・保全や林業経営の合理化の推進などの多様な取組を行ってきた。

近年、長期に亘る立木価格の低迷等から森林所有者の経営意欲は減退しており、森林整備や林業振興に関する施策及び関係事業を着実に実行していくためには、これまで以上の林業普及指導員による高度で幅広い経営指導・技術支援等が不可欠である。

今後、林業普及指導事業は、個別経営体の技術向上・経営改善を念頭に置いた森林所有者等への 指導・助言はもとより、地域全体の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の作成及び その実現、地域全体での森林整備や地域材利用の促進に向けた幅広い関係者のコーディネート、林 業事業体及び新たな担い手の育成に重点的に取り組む必要がある。

一方, 普及客体からのニーズが高度化・多様化する中, 一般行政事務の増大や関係予算の縮減など, 本来の普及指導事業に求められる活動・取組への制約も大きくなっていることから, 今後の普

及指導活動にあっては、事業や取組の推進役・先導役となる組織・人材等を見極め、これを重点的に支援、指導するといった、効果的かつ行政効率の高い活動を展開していく必要がある。

さらに、地域全体の森林整備・保全や林業の成長産業化に向け、その重要な推進主体となる市町 村に対して必要かつ適切な技術的援助を積極的に行っていく必要がある。

第3 普及指導活動のテーマ

今後の林業普及指導事業の実施に当たっては、前述した諸課題を踏まえながら、林業の成長産業化 (「産業づくり」、「人づくり」) や地域の森林整備・保全 (「森林づくり」) を主な活動のテーマとする。

【森林・林業を取り巻く課題と普及指導活動のテーマ及びその目標】

【政策課題】

- 林業・木材産業の一層の産業力強化
- 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮
- 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成

【普及指導活動のテーマ】

①**産業づくり** 林業・木材産業の一層の 産業力強化

②森づくり 森林の持つ多面的機能 のさらなる発揮

③人づくり 森林, 林業・木材産業を 支える地域や人材の育成

【実現目標】

□「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」

【 森林・林業基本計画の実現 】

第4 普及指導活動の方法

第3の普及指導活動のテーマに対する取組の実施に当たっては、森林・林業に関するスペシャリストとしての林業普及指導員の持つ高度で幅広い技術と知識及び経験に基づき、「構想の作成」、「合意形成」、「構想の実現」の手順で地域全体の森林の整備・保全や林業の成長産業化を目指した総合

的な視点に立ち、森林所有者等に対する指導・助言を効率的かつ効果的に実施する。

特に、市町村と積極的に連携するとともに、地域の幅広い関係者との連携や合意形成を図りながら市町村の自主性を生かすよう留意しつつ、市町村が行う森林・林業に関する施策が主体的かつ効果的に実施されるよう支援する。また、林業事業体における森林施業プランナー等への指導・助言等を行いつつ、これまでも普及指導の対象としてきた森林所有者等に対する指導・助言を効率的かつ効果的に実施する。

(1) 地域の森林の整備・保全や林業の再生に向けた構想の作成への協力

計画的で実効性のある森林施業を推進するため、地域の実情に即した公的な計画である市町村森林整備計画の作成や地域住民との合意形成等に当たって、森林総合監理士に登録された林業普及指導員等が主体となって、市町村に対し積極的に協力する。

(2) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

ア 県産木材の需要創出とシェア拡大

県産材による家づくりの推進,合板向け県産材の安定供給等のほか,公共施設や民間施設の木造・木質化の促進,新たな木製品の開発・普及等に向け,地域材利用推進会議や流域森林・ 林業活性化センター等の運営及び活動支援等を行う。

イ 特用林産物の生産性向上と新たな販路や需要の開拓

原木しいたけ(露地栽培)やたけのこなどの放射性物質の影響による出荷制限の解除に向けた生産管理指導や6次産業化による魅力ある商品の開発,ハタケシメジの生産技術の指導を展開するとともに,近年の健康志向への高まりを背景に若年層を中心とした消費拡大に向けて,試食会や生産者交流会等の開催を積極的に支援する。

ウ 特用林産物の振興

地域の実情に応じ林産物のモニタリングや,放射性物質の影響を低減するための栽培管理を 指導するとともに,放射性物質汚染の低減化等に関する情報提供等を行い,特用林産物の出荷 制限解除や安全な他県産しいたけ原木の確保など,生産再開に向けた支援に努める。

エ 新たなビジネスモデルの創出

県産木材を利用した建築用材、土木資材、家具・楽器等の新製品開発を支援するとともに、 CLT(直交集成板)部材の利用及び普及、オフセット・クレジットや森林認証制度取得など 自治体や企業等とも連携しながら、新たな木材産業の育成に努める。

オ 木質バイオマス利用による地域循環の促進

木質バイオマス発電を活用した地域循環型の中小バイオマス活用施設や、農業用木質バイオマスボイラーなどの施設整備が進められていることから、その他の地域への情報発信や施設整備に対する技術指導により、未利用木質資源の利用を支援する。

(3) 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮【森づくり】

ア 主伐・再造林の推進による森林資源の再造成

森林資源を活かした「林業の成長産業化」に向けて、コンテナ苗の利用による一貫作業や低密度植栽など、新たな造林技術の検証と指導を進めるとともに、伐採及び伐採後の造林の届出制度の運用を図り、市町村と連携しながら森林所有者及び素材生産業者等に対して、適正な伐採方法及び植栽による再造林について指導を行う。

イ 森林施業の集約化に向けた森林経営計画の策定及び森林経営管理制度の推進

森林施業の集約化に向けて、森林経営計画の作成・実行を進めるため、市町村森林整備計画の実行管理及び森林組合等の林業事業体と森林総合監理士等との連携による計画作成主体への支援・指導に努める。また、「森林経営管理制度」の実行を担う市町村の取組を支援する。

ウ 効果的な間伐の推進による森林の整備

間伐の推進に関しては、施業地を面的にまとめ、適切な路網整備による効率的な作業システ

ムを導入しながら、一体的に森林整備を行う「集約化施業」を最重点に推進するとともに、施業の低コスト化を図るため、現地指導や地区座談会の開催など実効性のある取組を進める。

エ 松くい虫及び森林被害対策の推進

多様性に富む健全な森林づくりに向けて、震災の影響により被害が激増した松くい虫被害の効果的な防除に引き続き努めるほか、被害が増加傾向にあるナラ枯れやニホンジカによる食害、ツキノワグマによる皮剥ぎ等については、新たな防除技術などについて現地での調査・検証を進める。

(4) 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成 【人づくり】

ア 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成

森林組合等の林業事業体の経営者、高度な路網作設技術を有する現場技能者、提案型集約化施業を担う森林施業プランナーなどを養成するための各種研修を実施又は支援し、林業事業体における人材の育成に努める。また、自伐林家やUIJターン者を新たな担い手として育成する。

イ 意欲ある森林所有者(林家) や林業研究グループ等の育成と連携

意欲ある森林所有者に対し、各種活動の中で実施する現地検討会や研修・巡回指導などに努めるほか、県民に分かりやすい情報提供を行う。また、意欲ある林業研究グループが実施する高校生等を対象としたインターンシップ活動などを支援する。

ウ 森林教育及び「木育」の推進による県民理解の醸成

多様な団体が主催する森林づくり行事やボランティア活動,児童・生徒に対する森林環境教育,CSR(企業の社会的責任)活動等との連携など県民参加の促進を図り,広く県民理解の醸成に努める。

エ みやぎ森林・林業未来創造機構による就業環境の向上と人材の確保・育成に向けた取組支援 みやぎ森林・林業未来創造機構における林業・木材産業分野における就業環境の向上と人材 の確保・育成の取組の推進に向けて協力するとともに「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」 の人材育成プログラムの作成と実施を支援していく。

第5 林業普及指導員の配置等

(1) 普及指導区の設定

地域の要請・実情を踏まえながら,必要な普及指導を適切かつ効果的に推進するため,地方振興事務所及び地域事務所を単位とする普及指導区を設ける。

(2) 林業普及指導職員の適切な配置

第3及び第4で記述した普及指導活動の効率的・効果的な実施を図るため、林業普及指導員が 地域の森林・林業の現状と課題を的確に把握し、研究・教育・行政機関との円滑な連携が図られ るよう各地域に適切に配置するとともに、当該業務を総括する者(地区総括)を配置する。また、 地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた必要な活動を効率的・効果的に実施するた め、森林計画、造林、森林土木、林産等の関連する職員との連携など指導体制の強化を図る。

さらに、県全域を担当する林業普及指導員を林業技術総合センター(以下「センター」という。) に配置するほか、特に、森林総合監理士及び林業革新支援専門員の配置について次のように配慮 する。

ア 森林総合監理士

市町村からの求めに応じて市町村森林整備計画の作成支援やその実行・管理など必要な技術援助等を行う森林総合監理士を、センター及び各普及指導区に配置する。

イ 林業革新支援専門員

重要施策の推進や県の普及指導事業及び普及組織を統括する林業普及指導員を、林業革新支援専門員としてセンターに配置する。

第6 林業普及指導員の資質の向上

林業普及指導事業において、高度で幅広い技術・知識及び経験に基づく総合的な視点に立った普及指導活動が適切に行えるよう、林業普及指導員に必要な専門的技術・知識や普及指導能力、関係者との合意形成能力等について資質向上を図る。

(1) 林業普及指導員研修の強化

林業普及指導員及び森林総合監理士の役割・目的意識の醸成や担当分野に関する基本的な技術・知識のほか、実践的な指導能力の向上に関する研修会等を、経験・経歴に応じて、段階的・体系的に実施する。この際、試験研究機関や行政・教育機関とも連携し、研修の専門性、現地適応性を確保する。

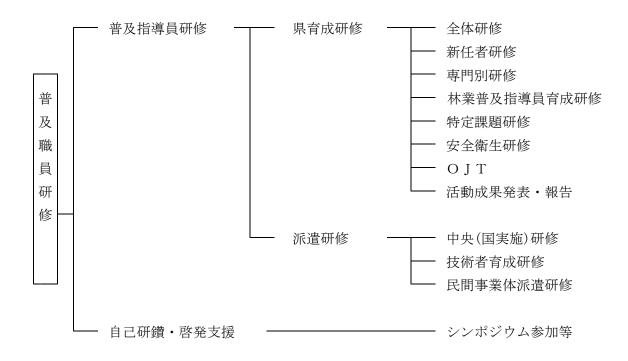
なお、林業一般区分の林業普及指導員については、計画的に県や国で行う研修等を受講し、森 林総合監理士としての登録を目指す等、積極的に森林総合監理士の増員を図る。

さらには、林業人材育成ステップアップ研修など県が行う林業人材の養成研修や、みやぎ森林・林業未来創造カレッジの人材育成プログラム等の実施支援を行うとともに、国等が行う森林総合監理士や技能者養成研修等への積極的な参加促進と併せて、自己研鑽に努めながら技術・知識の向上を図る。

(2) 人材交流の促進

林業普及指導員が地域の森林、林業・木材産業の現状と課題を把握し、林業の成長産業化に向けた構想の作成・実現に必要な現場指導能力を向上させるため、林業関係団体・事業体への派遣研修を推進する。

(3) 研修の体系



第7 その他林業普及指導事業の運営に関する事項

(1) 活動成果の検証

活動の成果や実績について適切に検証し、その検証結果や活動成果・事例の公表等を行うことにより、計画策定(Plan)から実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)に至る一連のシステムを確立し、個々の事業目標を着実に達成するとともに、ステップアップを図りながら活動方法の改善等に結びつけることで、効率的かつ効果的な林業普及指導活動の実施に資する。

【普及指導活動の検証・改善と施策への反映】



(2) 関係組織との役割分担及び連携強化

森林管理署等,流域森林・林業活性化センター,林業労働力確保支援センター,林業振興団体, 農業改良普及組織など森林・林業施策の推進に関連する機関等との役割分担を明確にしつつ,これらの関係組織と密接に連携した取組を進める。また,森林整備や林業経営等の各分野において 先進的・特徴的な技術・知識を有している指導林家,林業研究グループ,民間の専門家等を普及 指導協力員等として活用するほか,NPO や森林ボランティアのリーダー等との関係を強化して 連携・協働を図るなど,より効率的でアピール性のある普及指導活動を進める。

(3) 情報ネットワークの活用

普及指導を図るべき技術・知識、施策及び林業経営の先進的事例や森林・林業・木材産業についての最新の話題等は、インターネット等を活用することにより、広く一般に向けて、情報提供するとともに、林業普及指導活動の「見える化」を図る。

(4) 森林管理署等の森林総合監理士等との連携

地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の作成及びその実現に効果的に取り組むため、森林管理署等県以外の組織に所属する森林総合監理士と「技術的援助等チーム」やネットワークを形成し、地域の森林・林業の課題解決に向け連携して取り組む。

第8 適用及び見直し

本基本方針は平成30年度から適用することとし、森林・林業を取り巻く情勢等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行う。

林業普及指導事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、森林所有者等に対する林業技術・知識の普及と森林施業に関する指導 や、市町村に対する必要な技術的援助等を通じ、地域全体の森林整備・保全と林業の成 長産業化を実現するために行う林業普及指導事業(以下「普及指導事業」という。)の 実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(普及指導の対象者)

第2 普及指導の対象者は、森林組合等の林業事業体、市町村のほか、森林所有者、林業研究グループ、林業・木材産業等を営む者又はこれらに従事する者及びこれらの後継者等とする。

なお,必要に応じて森林ボランティア団体の指導者,一般県民等に対しても,森林・ 林業に関する適切な普及指導を行うものとする。

(指導区の設定)

第3 普及指導事業を効率的に推進するため、民有林面積、当該地域の林業の特殊性及び 林業人口等を考慮し、本事業を実施する単位となるべき地区(以下「普及指導区」とい う。)を次のとおり設定する。

普及区	. 指導 名	区域	普及区	指導 名	区域
大剂	河 原	大河原地方振興事務所管內	石	巻	東部地方振興事務所管内 (登米地域事務所管内を除く)
仙	台	仙台 "	登	米	東部地方振興事務所 登米地域事務所管内
大	崎	北部 " (栗原地域事務所管内を除く)	気化	山沼	気仙沼地方振興事務所管内
栗	原	北部地方振興事務所 栗原地域事務所管内	i F	 	7

(林業普及指導員の職務)

- 第4 林業普及指導員は、次に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 林業普及指導員
 - ア 普及指導の対象者への森林・林業に関する技術・知識の提供
 - イ 森林の施業等に関する指導・支援
 - ウ 普及指導の対象者の組織化
 - エ 普及指導の対象者の実態及び要請並びに森林の現況等の各種情報の収集整理

- オ 他の行政部門, 市町村, 林業関係団体等に対する森林・林業に関する技術及び 知識についての指導助言並びに連絡調整
- カ 行政施策の推進
- (2) 森林総合監理士

林業普及指導員のうち森林総合監理士は、次に掲げる職務を行う際は中心的な役割を担う。

- ア 市町村が行う市町村森林整備計画の策定及び変更業務等に関する支援
- イ 森林施業の実行状況の把握や森林経営計画を作成しようとする森林所有者等に 対する指導助言など、市町村森林整備計画の達成に向けた支援・指導
- (3) 林業革新支援専門員

林業普及指導員のうち林業革新支援専門員は、本県における林業普及指導員を総括する者として、次に掲げる職務を行う。

- ア 森林総合監理士の効果的・効率的な活動に関する企画・調整と林業普及指導員 への指導及び知識・情報の伝達
- イ 高度かつ先進的な取組を行う森林所有者及び林業事業体等への支援
- ウ 試験研究機関や教育機関等の有する専門的知見の活用や連携強化
- エ 森林総合監理士等、林業普及指導員の育成や計画的な資質の向上の推進
- オ 森林所有者, 林業研究グループ, 県民, 関係団体職員への森林・林業に関する 技術・知識等の研修の開催
- カ 行政施策推進のための行政部門との連絡・調整
- 2 職務に当たっては、林業普及指導員、森林総合監理士及び林業革新支援専門員がそれ ぞれ密接に連携して行うものとする。

(普及指導実施方針)

- 第5 知事は、林野庁長官が定める林業普及指導運営方針を基本として、おおむね5年ご とに、林業普及指導実施方針(以下「実施方針」という。)を定めるものとする。
- 2 実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 林業普及指導活動の課題
 - イ 林業普及指導活動のテーマ
 - ウ 林業普及指導活動の方法
 - エ 林業普及指導員の配置等
 - オ 林業普及指導員の資質の向上
 - カ その他事業の運営に関する事項
- 3 知事は、実施方針を定め、又は変更しようとするときは、必要に応じ、あらかじめ学
 識経験者等の意見を聴くものとする。
- 4 林業技術総合センター所長(以下「センター所長」という。)は、実施方針の案を、 知事が別に定める日までに水産林政部長に提出するものとする。
- 5 水産林政部長は、前項の実施方針の案に基づき実施方針を決定するものとする。
- 6 知事は、決定した実施方針を市町村長、地方振興事務所長及び地域事務所長(以下「事務所長」という。)並びにセンター所長に通知するとともに、林野庁長官に報告するものとする。

(普及指導事業実施計画)

第6 センター所長は、翌年度の普及指導事業実施計画書を策定するに当たり、実施計画

書のうち全体計画(案)を前年度の2月15日までに作成して各事務所長に通知する。

- 2 事務所長は、全体計画(案)を踏まえながら普及指導区の特色を考慮して翌年度の林 業普及指導区別計画(様式第1号。以下「指導区別計画」という。)を作成し、前年度 の2月末日までにセンター所長に提出するものとする。
- 3 センター所長は、指導区別計画を調整した実施計画案(様式第2号)を作成し、前年 度の3月15日までに水産林政部長に提出するものとする。
- 4 水産林政部長は、前項の実施計画案に基づき実施計画を決定するものとする。
- 5 知事は、決定した実施計画を市町村長、事務所長及びセンター所長に通知するとともに、林野庁長官に報告するものとする。

(普及指導の方法)

第7 普及指導に当たっては、地域の実態を踏まえるとともに、当年度の林業普及指導実施計画に基づき、地域の特性に応じた効率的かつ効果的な普及指導を実施するものとする。

(普及指導の月間実績報告)

- 第8 林業普及指導員は、毎月の勤務内容と活動の実績を明らかにするため、林業普及指導員活動実績(様式第3号)、林業普及指導員活動状況報告(様式第4号。以下「活動 実績報告」という。)及び宮城県林業普及活動情報(様式第5号。以下「活動情報」と いう。)を所属長に提出するものとする。
- 2 事務所長は、提出を受けた活動実績報告及び活動情報を取りまとめの上、翌月の7日までにセンター所長に送付するものとする。
- 3 センター所長は、活動実績報告を取りまとめの上、翌月の15日までに水産林政部長に報告するとともに、活動情報を林業技術総合センターのホームページに掲載するものとする。

(普及指導の進行管理)

- 第9 林業普及指導員は、指導区別計画の進捗状況を明らかにするために四半期ごとに活動進捗状況報告書(様式第6号)を事務所長に提出するものとする。
- 2 事務所長は、前項の活動進捗状況報告書に意見等を記載し、それぞれの四半期の最終 月の翌月末日までにセンター所長に提出するものとする。ただし、第4四半期の報告に あってはこの限りでない。

(普及指導の年間実績報告)

- 第10 所属長は、普及活動の実績を関係機関等に周知するため、林業普及指導活動成果選集(様式第7号)を作成するものとする。
- 2 事務所長は、前項の林業普及指導活動成果選集を、センター所長が別に定める期日までにセンター所長に提出するものとする。
- 3 事務所長は、当該普及指導区における活動の実施状況を明らかにするため、林業普及 指導区別実績報告(様式第8号。以下「指導区別実績報告」という。)を普及指導事業 実施年度の翌年度の4月末日までにセンター所長に提出するものとする。
- 4 センター所長は、指導区別実績報告をとりまとめ、林業普及指導事業実績報告書(様式第9号。以下「実績報告」という。)を普及指導事業実施年度の翌年度の5月15日までに水産林政部長に提出するものとする。

5 知事は、林業普及指導活動の実施状況を明らかにするため、実績報告を普及指導事業 実施年度の翌年度の5月末日までに林野庁長官に報告するものとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、普及指導事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年12月26日から施行する。 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号

○○年度 林業普及指導区別計画

○○○普及指導区

- 1 普及指導区の概況
- 2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項(※林業普及指導実施方針で掲げたテーマ別に記載する)

テーマ:「〇〇〇〇〇」

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
※別に定める重点事項を記載	※重点事項ごとに 別に定める目標指 標及び目標値を記 載	※各重点事項ごとの現状,課題等を記載	※各重点項目ごとの具体的 活動内容を記載

参考【ビジョン目標】

3 普及指導関係施設等の現況

施の	設 名	等 称	施設等の位置	設置年日	施設等の概要	関係グル - プ 名	施設等の 利用状況	備考
施		設						
展	示	林						

様式第2号

○○年度 林業普及指導事業実施計画書 宮 城 県

林業普及指導事業実施計画書目次

- I 全体計画
 - 1 普及指導の実施状況
 - 2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

課題	目標	課題の現状等	普及指導活動の内容

- 3 普及指導の体制に関する事項
- (1) 林業普及指導員の資質の向上
 - ア 実施の基本的考え方
 - イ 研修及びシンポジウム計画

研修・シンポジウムの名称	目 的 等	対象者	人員	備	考
			人		

(2) 林業普及指導員の配置

		主と	l	て専	門	的に	. 行	う 分	` 野	そ	備
配置箇所	計	林業	造	森林	森林	林	特用	林業	市町	0)	
		経営	林	保護	機能	産	林産	機械	村支	他	考
					保全				援		
本庁	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
出先機関	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
研究機関	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	

- () は内数で森林総合監理士の数
- 4 その他必要な事項

Ⅱ 普及指導区別計画

林業普及指導区別計画 (様式第1号:林業普及指導区別計画を添付)

Ⅲ 参考資料

資料1 普及指導員配置図

資料2 その他必要な資料

様式第3号

林業普及指導員活動実績(月分)

所属名: (単位:時間,人,回)

				普	及:	指導	活動					連	絡	調	整									
	5		\wedge	直	接	間接								市村		普				研受		の	也	計
	区		分	個別指導	集団指導	電話等	小計	11ЛТ	九	ųх	朱		育	やそ他係関	カ		準		務	文	舑			
	į	計																						
	林		家							普	及文	寸象	者数	汝 (延~	ヾ)	人							
普及	会社等	争の -	事業体					個	訠	指導	掌	缜	包到	指導	事		載日	+						
及 対 免	市	町	村																			_		
普及対象別内	森	林組	合						「 章日	1日日	211 <i>)</i> :4	-番十/	DI II	数】										
訳	林研	グル	〜プ						₩	(地里)	クリイウ	1判小	/ノĽ	」女人	ı									
	そ	0)	他																					

様式第4号

林業普及指導員活動状況報告(月分)

所属名:

区分	普及の 対象と 人	普及の 場 所	指導方法	活動の内容	活動の結果	連携機関 及び 協力者
テーマ及び重 点事項 「研修会,イ ベント名等」 (実施日)	組織等	市町村(地域)	集団又は個別	目的,実施方法等	普及対象者から の意見及び要望 並びに反省点等	普及指導員名 協力者名 連携機関

宮城県林業普及活動情報

題 目:	【活動状況写真等】
所属名:	
活動概要(日時,場所,活動内容等)	

様式第6号

年度活動進捗状況報告書(第 四半期まで)

テーマ	
担当林業普及指導員	
重点事項	計 画 四半期実績 普及指導活動の内容 (累 計)
【活動の成果及び課題】	
【今後の対応等】	
【意見等】	

様式第7号

林業普及指導活動成果選集

タ イ ト ル ーサブタイトルー

- 1 課題の背景
- 2 目 的
- 3 活 動 内 容
- 4 活動の成果
- 5 今後の課題と展望
- 6 関連事業・協力機関

記述者:

様式第8号

- ○○年度 林業普及指導区別実績報告
 - ○○普及指導区
 - ○○地方振興事務所
- 1 普及指導実施の概要(様式第6号:活動進捗状況報告書(第4四半期分)を添付)
- 2 林業普及指導員の活動実績(年集計・様式第3号)
- 3 その他必要な事項 (様式第7号: 林業普及指導活動事例集を添付)

様式第9号

○○年度 林業普及指導事業実績報告書 宮 城 県

林業普及指導事業実績報告書目次

- I 全体計画の実施状況
 - 1 普及指導実施の概要
 - 2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項
 - (1) 普及指導の課題と普及指導事項

課 (計	題 画)	目 (計	標 画)	普及指導活動の内容	左の実施結果	評	価

- (2) 林業普及指導員の活動実績(年集計・様式第3号)
- 3 普及指導の体制に関する事項
- (1) 普及普及指導員の資質の向上
- ア 研修及びシンポジウムの実施

研修・シンポ ウムの名称	目的等	対象者	人員	時	期	場	所	講	師	研修等の内容
			人							

- イ その他林業普及指導員の資質の向上
- (2) 林業普及指導員の配置

		主と	L	て専	門	的に	行	う 分	` 野	そ	備
配置箇所	計	林業	造	森林	森林	林	特用	林業	市町	0	νн
		経営	林	保護	機能 保全	産	林産	機械	村支 援	他	考
本庁	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
出先機関	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
研究機関	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	

- () は内数で森林総合監理士の数
- 4 普及指導の実施の評価
- 5 その他必要な事項
- Ⅱ 普及指導区別計画の実施状況(様式第8号:林業普及指導区別実績報告を添付)



1 新みやぎ森林・林業の将来ビジョン策定の経緯

「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」(以下「ビジョン」という。)は、平成20(2008)年に策定した「みやぎ森林・林業の将来ビジョン」の実施点検の結果を踏まえ、東日本大震災の発生や森林に期待する社会的要請の拡大などの森林、林業・木材産業を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、本県の森林の整備・保全及び、林業・木材産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る目的で、平成30(2018)年3月に策定しました。

ビジョン策定から5年目を迎えた令和4(2022)年度に、社会情勢の変化なども踏まえ、これまでの取組状況を検証するとともに、本ビジョンの中間見直しを行いました。

なお、本ビジョンは、議員提案により、平成30(2018)年3月16日付けで可決成立した「みやぎ森と緑の県民条例」の基本計画に位置付けられています。

中間見直しの概要

<目標指標の達成状況の検証>

○ビジョン策定時に設定した18項目の目標指標について達成状況を検証しました。 13項目の指標で、中間時点の達成状況が80%を超えており、全体として概ね目標どおりに 進捗が図られていました。

<中間見直しの方向性>

- ○理念や目指す姿, 基本方向といった, 計画の基礎となる部分や全体の構成は, 現行のとおりとしました。
- ○ビジョン策定時以降の情勢の変化や,この間に進めてきた施策の成果・今後の課題等を踏まえた見直しを行い,取りまとめました。

<主な見直し内容>

- ○本県の森林, 林業・木材産業を取り巻く状況の変化について追加 新・宮城の将来ビジョンの策定, SDGsへの貢献, ウッドショック, 森林経営管理法と森林経 営管理制度, みやぎ森林・林業未来創造機構, 海岸防災林の復旧完了 ほか
- ○目指す姿実現のための取組方向について追加 森林経営管理制度の推進,みやぎ森林・林業未来創造カレッジの取組などを通じた担い手の確保・育成,スマート林業の推進,海岸防災林の適切な保育管理 ほか
- ○新たな目標指標(2項目)の設定
 - ·経営管理権集積計画作成市町村数
 - 海岸防災林の保育管理面積
- ○重点プロジェクト推進状況について追加 主な取組及び課題を整理したほか,取組事例を追記

2 新みやぎ森林・林業の将来ビジョン計画期間

平成30(2018)年度から令和9(2027)年度までの10年間

森林、林業・木材産業をめぐる情勢と本県の現状

森林の役割

- ○地球規模での環境保全に寄与
 - 二酸化炭素を吸収し,地球温暖化を防止する機能
- ○私たちの安全・安心で快適な生活に寄与 国土の保全,水源の涵養,保健休養の場の提供の ほか,木材やきのこ等の林産物の供給など.多面 的な機能



森林,林業・木材産業とSDG s 壓

- ○森林は、生物多様性の保全に欠か せないものであり、林業・木材産 業は、様々なSDG s の達成に大い に貢献
- ○森林環境教育·木育(目標 4), 水 源涵養(目標6),山村地域での雇用の創出(目標 8). 山地災害の防止(目標11). 持続可能な生 産・消費形態の確保(目標12),気候変動の緩和 (目標13),豊かな海づくり(目標14),生物多 様性の保全(目標15)など

森林、林業・木材産業をめぐる情勢の変化

- ○東日本大震災の発生
- ○人口減少社会の到来と地方創生の推進
- ○森林機能に対する社会的ニーズの高まり
- ○森林資源の充実と林業の成長産業化
- ○木材需要の変化と新たな木材利用の創出
- ○森林管理が不十分な森林への対応 №



本県の現状

- ○森林資源は成熟し利用可能な段階,再造林や森林整備は低迷
- ○森林所有者の森林経営意欲が低下
- ○素材需要ニーズは多様化、需要動向を見据えた取組が必要
- ○きのこ等の生産は出荷制限継続による影響が課題
- ○山地災害への備えから高まる森林保全・保護の重要性
- ○復旧が完了した海岸防災林の今後の維持・管理体制の構築(№)



○森林所有者の森林管理・経営意欲の減退から林業事業者の役割が高まる中、新たな担い手対策がス 9-1 (NEW)

森林. 林業・木材産業の目指す姿

"木を使い・植え・育てる"循環の仕組みが定着し,旺盛な木材 需要の下で県産材自給率が向上することにより、県内林業・木 材産業が活力あふれる循環型産業として成長しています。

また、水源の保全、県土保全や地球温暖化防止など森林の持 つ多面的機能が発揮され,県民が森や木を身近に感じながら安 心して暮らせる宮城が実現しています。

森林・林業行政の理念

「森林環境の保全」「低炭素社会の構築」「地域経済の発展」 それぞれが共存し、均衡が取れた宮城の森林・林業



【目指す姿の概念図】

6

政策推進の基本方向と12の取組

本県森林、林業・木材産業の情勢及び現状を踏まえ、目指す姿を実現するために、以下の4つの政策推進の基本方向に沿って12の取組を推進していきます。

政策I 林業·木材産業の一層の産業力強化

東北地方最大の消費地仙台を抱えるなど豊富な木材需要を活かし、県産木材の生産流通改革や新たな需要創出のほか、持続可能な林業経営の推進に取り組み、林業・木材産業のより一層の産業力強化を図ります。

取組1 県産木材の生産流通改革

- ■素材生産性を向上させる林業基盤の整備と人材の育成
- ■ICTを活用した木材需給システムの構築など

取組2 県産木材の需要創出とシェア拡大

- ■オールみやぎによるCLT等建築物の普及
- (NEW) ■超厚合板やDLTなど新たな木質建材の新用途開発
- NEW ■民間施設も含めた木造化・木質化の推進など

取組3 持続可能な林業経営の推進

- 、■森林施業の集約化に向けた森林経営計画策定の促進
- ♠■市町村が主体となって取り組む森林経営管理制度の推進
- NEW ■森林を活用したカーボン・オフセットの取組推進など

主な目標指標	現況値	中間実績	中間目標	目標R9(2027)
素材生産量 【年間】	586千㎡ H28(2016)	627千㎡ R3(2021)	638千㎡ R3(2021)	700千㎡
経営管理権集積計画作成 市町村数 (駅計)	4市町 R3(2021)	_	_	30市町村

取組事例 新たな制度「森林経営 管理制度 | の取組

手入れが行き届かない森林を市町村が主体となり経営管理を行う「森林経営管理制度」が平成31(2019)年4月から始まりました。

県では、制度の運用等を分かりやすく解説したガイドラインを作成するとともに、技術支援等を行うサポートセンターを設置し、市町村の取組を支援しています。今後も、市町村や森林組合との連携を図りながら、取組を推進していきます。



林業普及指導員等による市町村との打合せ

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに











政策Ⅱ 森林の持つ多面的機能のさらなる発揮

森林の持つ多面的機能をより一層発揮させるため、「木を使い、植え、育てる」という森林資源の循環利用を通じた森林の整備や多様性に富む健全な森林づくりを推進し、自然災害に強い県土の保全対策に取り組みます。

取組 4 資源の循環利用を通じた森林の整備

- ■主伐・再造林の推進による森林資源の再造成
- ■成長や形状に優れた次世代造林樹種の導入など

取組 5 多様性に富む健全な森林づくりの推進

- ■NPOや企業など多様な主体との連携を推進
- ■松くい虫被害対策の推進と松林景観の保全
- ■森林生態系の保全や生物多様性に配慮した森林づくりなど

取組 6 自然災害に強い県土の保全対策

- ■重要な森林の保安林指定と適切な管理・整備の推進
- ■山地災害危険地区の計画的な整備の推進
- (№)■再生可能エネルギー施設設置に対する適切な指導など

主な目標指標	現況値	中間実績	中間目標	目標R9(2027)
植栽面積 【年間】	216ha H27(2015)	289ha R3(2021)	308ha R3(2021)	400ha
山地災害危険地区(Aランク) の治山工事着手率【累計】	56% H28(2016)	47% R3(2021)	60% R3(2021)	65%

取組事例 指定と治山対策の推進

近年,自然災害が頻発化・激甚化して おり,ひとたび災害が発生すると被害規 模が甚大となる傾向があります。

県では、山地災害が発生する恐れが高い民有地を「山地災害危険地区」に指定しており(令和4(2022)年3月末現在で計2,254箇所)、危険度ランクの高い箇所について、優先的に治山対策に着手しています。



治山事業による復旧状況(山腹工)











政策Ⅲ 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成

林業・木材産業の産業力強化と森林の多面的機能の発揮を図るため,経営感覚に優れた経営者や林業従事者の育成を図るほか,地域間や産業間の連携により地域産業の育成に取り組みます。また,森林の保全や循環型産業としての林業・木材産業の重要性に対する県民理解の醸成に取り組みます。

取組 7 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成

- ■みやぎ森林・林業未来創造機構による就業環境の改善
- NEWN ■みやぎ森林·林業未来創造カレッジによる人材育成の強化
 - ■森林組合の経営体制の強化など

取組8 地域・産業間の連携による地域産業の育成

- ■水平連携による新たなものづくりへの支援
- ■特用林産物の収益力向上に対する支援
- № □広葉樹家具や育林等の森林資源活用型ビジネスへの支援など

取組 9 新たな森林, 林業・木材産業関連技術の開発・改良

- ■二一ズの的確な把握や関係機関との連携等による効率的な試験研究の実施
- ■試験研究成果の迅速な普及と技術情報の提供
- № 生産性や安全性の向上に向けたスマート林業の推進など

取組10 森林, 林業・木材産業に対する県民理解の醸成

- ■県民の学びをサポートする専門家の養成
- ■県民参加の森林づくりによる県民理解の醸成
- NEW SDG s に貢献する森林, 林業·木材産業の魅力発信など

	主な目標指標	現況値	中間実績	中間目標	目標R9(2027)
新規	見林業就業者数【年間】	54人 H28(2016)	42人 R2(2020)	70人 R2(2020)	100人
林弟	美(特用林産物)産出額 【年間】	36億円 H27(2015)	41億円 R2(2020)	40億円 R2(2020)	46億円

取組事例

みやぎ森林・林業未来 創造カレッジの開校, 林業技術総合センター の新施設完成

みやぎ森林・林業未来創造カレッジは、研修生のニーズに合わせた全7コースを設定し、カレッジ開校初年度となる令和4(2022)年度は22講座を開催しました。林業大学校と異なり、「働きながら学ぶ、ステップアップする」ことを後押しするため、キャリアに応じて選択的に研修を受講することが可能です。

林業技術総合センターは、エリートツリーや無花粉スギの品種開発、中大規模木造建築に対応する木質部材の開発などの研究を行うとともに、研修・普及の役割を担っています。令和3(2021)年に、事務・研究棟と研修棟の一体的施設として、CLTパネル工法など新たな木材利用技術を導入し建替・整備され、カレッジの研修拠点となっています。



カレッジのドローン操作研修

4 第0高い教育を みんなに













政策IV 東日本大震災からの復興と発展

海岸防災林の再生について, 植栽したクロマツ等の計画的な保育・管理を進めるほか, 原発事故に伴う特用林産物の出荷制限解除などに取り組みます。また, 地域資源や震災を契機に生まれた交流などを活かし, 地域産業の活性化や地域づくりを推進します。

取組11 海岸防災林の再生と特用林産物の復興

- ■福島第一原子力発電所事故による放射能汚染問題への対応
- № ■植栽が完了した海岸防災林の計画的な保育管理の推進など

取組12 地域資源をフル活用した震災復興と発展

- ■公共施設等への認証材活用の促進
- ■森林認証を核とした地域振興の推進
- NEW ■みやぎグリーンコーストプロジェクト等の展開による震災の 教訓伝承と交流人口の拡大

主な目標指標	現況値	中間実績	中間目標	目標R9(2027)
海岸防災林の保育管理面積 NEW 【累計】		_	_	753ha
原木きのこ出荷制限(自粛) 解除生産者数 【累計】	31人 H28(2016)	54人 R3(2021)	47人 R3(2021)	66人

取組事例 けた取組の実施

被災した海岸防災林の植栽は令和3(2021)年に全て完了し、今後は植栽木の健全な生長を促すための下刈りや除伐などの保育管理が必要となります。広大な面積の保育管理には、県の治山事業の実施とともに民間団体との連携・協働が欠かせないことから、「みやぎ海岸防災林・森林づくり協議会」を設立し、連携を強化し取組を推進していきます。



海岸防災林の下刈り













7 5つの重要プロジェクト

50年後,100年後の宮城の森林,林業・木材産業の姿を考え,県がこの10年間で取り組む施策の中でも特に力を注いでいくべき取組を「重点プロジェクト」に設定し、多様な主体の協力を得ながら推進していきます。

重点プロジェクト1

新たな素材需給システムと木材需要創出 ~年間生産70万㎡への挑戦~



令和4(2022)年度までの主な取組と課題

- ●県内のCLTを用いた建築物の建設棟数は,令和3 (2021)年度までに21棟に増加し,また,木質 バイオマス活用施設導入数は65基に増加するな ど,着実に成果が現れています。
- ●加工・製品流通の合理化については,ブロック チェーンを活用した木材流通システムの構築に向けた取組が開始され,今後は川上から川下までのサプライチェーンの整備を推進していく必要があります。





CLT建築事例(左:株式会社コスモスウェブ本社(仙台市)) (右:みやの森こども園(大和町))

重点プロジェクト2 主伐・再造林による資源の循環利用



令和4(2022)年度までの主な取組と課題

- ●主伐·再造林については,一貫作業システムの普及 や補助事業体系の見直しなど,森林施業の低コスト 化·省力化を現場レベルで定着させる取組を推進 し,再造林率のアップにつながっています。
- ●森林施業の集約化に向け、これまでに「意欲と能力のある林業経営者」として32団体を認定・登録したほか、森林情報適正化やクラウドシステムを導入し、集約化の基礎となる森林情報の整備を進めました。
- ●適切な森林管理が行われていない森林については, 「森林経営管理制度」による新たな取組が開始されていますが,円滑で効果的な実施に向け,市町村への支援を強化していく必要があります。





主伐から再造林までの一貫作業

再造林された山林

重点プロジェクト3 経営能力の優れた経営者の育成,新規就業者の確保



令和4(2022)年度までの主な取組と課題

- ●令和2(2020)年度に,産業界・地域の団体・行政などが連携し「みやぎ森林・林業未来創造機構」を設立するとともに,機構による「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」が令和4(2022)年度に開校したことで,重点プロジェクトで描いた「林業の就業環境の向上や経営強化」と「人材の確保・育成」に向けた取組を一体的に推進する体制が整いました。
- ●今後は、PDCAサイクルにより、カレッジの充実・強化を図りながら、林業の課題を解決し、儲かる林業・魅力ある林業の実現へとつなげていく必要があります。

カレッジ受講生の声(林業DX講座)

- ◆日頃の業務中では触れないレベルが高い内容 で、毎回新たな可能性を掻き立てられます。
- ◆受講生同士の情報交換など, 講義以外にも参考になる気づきが多くあります。
- ◆林業 D X は林業の新たな構造改革の可能性を 秘め, 特にこれからは事業体間の連携も必要に なると感じました。

重点プロジェクト4 地域・産業間連携による地域資源の活用



令和4(2022)年度までの主な取組と課題

- ●これまで県内ではあまり利用されてこなかったコナラ等の有用広葉樹を活用し、著名なデザイナーや 伝統工芸職人のグループなどと連携して、新たな家 具製品が商品化されているほか、森林浴ツアーや森 林セラピーなど、森林資源を活用したサービスが提供されています。
- ●これらの取組においては、デザイナーやアウトドアメーカー、化粧品ブランドメーカーなど、様々な異業種との連携が見られ、より良い商品やサービスの創出につながっています。今後、先行事例を広く共有し、横展開を図るとともに、積極的に異業種とも交流・連携できる、意欲的な経営者等の育成を図りながら、新しい価値を創造できるネットワークづくりを進める必要があります。



森林認証材を活用した家具ブランド 「kitakami」の立ち上げ

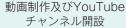
海岸防災林の活用等による震災の教訓伝承と交流人口の拡大 重点プロジェクト5



令和4(2022)年度までの主な取組と課題

- ●県民等が主体的に関わる海岸防災林の管理体制を 構築するため、令和3(2021)年3月に「みやぎ 海岸林再生みんなの森林づくり活動」協定団体及び 関係市町等で構成する「みやぎ海岸防災林・森林づ くり協議会」を設立しました。また、海岸防災林が 人々に親しまれ, 若い世代に将来にわたって活動を 行ってもらうことを目的に, 令和3(2021)年度 から「みやぎグリーンコーストプロジェクト」 の取 組を開始し、普及動画の制作やバスツアーの開催な どを行っています。
- ●重点プロジェクトで描いた仕組みが形になり、具体 的な取組を開始していますが, 海岸防災林が十分な 機能を発揮するまでには長い年月を要するため、引 き続き,将来にわたって,活動を継続していく必要 があります。







みやぎ海岸防災林対話会

新みやぎ森林・林業の将来ビジョンの目標指標状況

政策	策Ι				
目標指標	単位	実績	中間目標	達成状況	目標(R9)
素材生産量 【年間】	干㎡	627	638	98%	700
林業(木材)産出額 【年間】	億円	44	49	90%	56
木材·木製品出荷額 【年間】	億円	710	846	84%	980
木質バイオマス活用施設導入数【累計】	基	65	50	130%	60
CLTを用いた建築物の建設棟数【累計】	棟	21	26	81%	54
森林経営計画の策定率 【累計】	%	27	43	63%	60
経営管理権集積計画作成市町村数【累計】	市町村	4	_	_	30

経営管理権集積計画作成市町村数【累計】	市町村	4	_	_	30			
政策Ⅲ								
目標指標	単位	実績	中間目標	達成状況	目標(R9)			
新規林業就業者数 【年間】	人	42	70	60%	100			
森林施業プランナー 雇用林業事業体数 【累計】	事業体	20	17	118%	28			
林業(特用林産物)産出額 【年間】	億円	41	40	103%	46			
宮城県森林インストラクター		683	725	0.406	900			

683

725

94%

900

目標(R9)
1
5,600
400
10,000
70,872
65

政策Ⅳ							
目標指標	単位	実績	中間目標	達成状況	目標(R9)		
海岸防災林(民有林)造成面積【累計】	ha	753	750	100%	750		
海岸防災林の保育管理面積【累計】	ha	12	_	_	753		
原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数【累計】	人	54	47	115%	66		
特用林産物生産施設の GAP認証取得数 【累計】	件	5	8	63%	15		

- ※ 実績値は各項目の直近公表値を記載(令和5年2月時点)
- ■は現時点での目標値(中間目標値)を概ね達成している項目 *
-]は中間見直しにおいて、新たに設定した目標指標

本ビジョンに関する御意見や御提案は下記までお願いします。

宮城県 水産林政部 林業振興課

認定者数 【累計】

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 TEL.022-211-2911 FAX.022-211-2919

[E-mail] rinsin@pref.miyagi.lg.jp

[U R L] https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/

宮城県水産林政部林業振興課

郵便番号 980-8570

住 所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL (022) 211-2911

FAX (022) 211-2919

Eメールアドレス rinsins@pref.miyagi.lg.jp

ホームページアドレス http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/